

## 附 錄

都市計畫法 .....	2
都市計畫法施行令 .....	6
市街地建築物法 .....	9
市街地建築物法施行令 .....	12
市街地建築法施行規則 .....	18
都市計畫概況 .....	40
都市計畫法及市街地建築物法適用都市一覽 .....	40
市街地建築物法市域外適用區域一覽 .....	43
都市計畫區域內市町村一覽 .....	45
都市計畫區域內人口調 .....	60
都市計畫 .....	71
都市計畫事業 .....	81
土地區劃整理 .....	91
市制施行後各年末現在市數 .....	103

## 都 市 計 畫 法 (大正八年四月五日)

(大正十二年三月二十八日)  
改  
法律第二十七號改正  
大正十五年三月二十九日  
正  
法律第三十八號  
昭和六年三月二十八日同第十五號  
同  
年同月三十日同第三十號

- 第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ增進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ亘り施行スヘキモノヲ謂フ
- 第二條 前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議チ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 都市計畫委員會ノ組織權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ム所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス  
主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ム所ニ依リ行政廳ニ非サル者ナシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス  
主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ム所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ナシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
- 第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得
- 第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲次ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市力營業稅、雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ
- 一 地租割地租百分ノ九以内（昭和六年改正）
- 二 营業收益稅割 营業收益稅百分ノ二十二以内
- 三 营業稅、雜種稅又ハ家屋稅、各府縣稅十分ノ四以内
- 四 特別地稅 貨貸價格千分ノ三、四以内（昭和六年改正）

### 五 其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

營業收益稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス  
特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畠ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畠ノ貨價額ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス  
公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲特ニ地區ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 第十六條第一項ノ土地ノ境域内又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ增進スル爲土地區畫整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區畫整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ナシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ貨價額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム（昭和六年改正）

第十五條ノ二 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ニ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得（昭和六年三月二十八日法律第十五號抵當證券法ヲ以テ改正）

第十六條 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコト

チ得

〔前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

第十七條 土地區劃整理ノ爲又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第十八條 前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十條 土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一條 第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ハ行政廳カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位竝ニ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行收廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スル事ヲ得ス

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

#### 附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正八年十一月十七日勅令第四百八

十一號ヲ以テ大正九年一月一日ヨリ施行）

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三十六號竝ニ之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受クル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三十三條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第百八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムチ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

#### 附 則（大正十五年三月法律第三十八號）

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業收益稅割ニ關スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セラル營業稅額ハ大正十五年度分國稅營業稅割ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

#### 附 則（昭和六年法律第三〇號）

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ改正規定ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス昭和六年度分ニ付テハ第八條ノ改正規定中百分ノ九トアルハ百分ノ八、千分ノ三、四トアルハ千分ノ三、二トス

昭和六年度分ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

## 都市計畫法施行令（大正八年十一月二十八日） （勅令第四百八十二號）

改  
大正十年十月四日  
勅令第四百十六號  
昭和四年十二月二十七日  
正  
勅令第三百九十五號  
昭和六年四月一日同第四百八十二號

- 第一條 都市計畫事業ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行ス
- 第二條 前條ノ市ノ區域外ニ於テ又ハ區域外ニ亘リ都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テ内務大臣區域外ニ於ケル事業カ主トシテ區域外ノ公共團體ノ利害ニ關スト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ公共團體ヲ統轄スル行政廳ヲシテ區域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトナ得
- 第三條 内務大臣都市計畫事業カ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利益ト認ムルトキ其ノ他特別ノ事情アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ指定スルコトナ得
- 第四條 前三條ノ規定ハ行政官廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ之ヲ適用セス
- 第五條 行政廳ニ非サル者ナシテ執行セシムルコトナ得ル都市計畫事業ノ種類及範囲ハ關係行政廳ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム
- 第六條 行政廳ニ非サル者都市計畫事業ヲ執行セムトスルトキハ内務大臣ニ特許ヲ申請スヘシ
- 第七條 内務大臣ハ前條ノ特許ニ都市計畫上其ノ他公益上必要ト認ムル條件ヲ附スルコトナ得
- 第八條 第六條ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ實施セムトスルトキハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第九條 次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ナシテ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトナ得ス
- 一 行政官廳ノ執行スル事業ニ因リ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ
  - 二 事業地ノ公共團體以外ノ公共團體ナ又ハ上級公共團體ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル事業ニ因リ事業地ノ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ
  - 三 事業ニ因リ生シタル營造物カ他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ又ハ其ノ營造物ヲ利用スルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ
  - 四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ

- 第十條 都市計畫法第六條第二項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及其ノ負擔方法ニ付テハ關係市町村長ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム（大正十年十月勅令第四百十六號改正）
- 第十一條 都市計畫法第十六條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築改築増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變更シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 地方長官ハ前條ノ許可ニ都市計畫事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第十三條 風致維持ノ爲指定スル地區内ニ於ケル工作物ヲ新築改築増築若ハ除却、土地ノ形質ヲ變更、竹木土石ノ類ヲ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行爲ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 第十四條 地方長官ハ第十一條ノ規定ニ、前條ノ命令ニ又ハ第十二條ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得
- 第十五條 都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル公共團體ノ土地區割整理ノ施行ハ内務大臣之ヲ命ス
- 第十六條 前條ノ土地區割整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地區内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負擔トス
- 前條ノ土地區割整理ノ地區外ノ土地所有者又ハ關係人ニシテ其ノ施行ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ内務大臣ノ定ムル區域ニ依リ之ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトナ得（昭和四年十二月勅令第三百九十五號改正）
- 第十七條 公共團體第十五條ノ規定ニ依リ土地區割整理ノ施行ヲ命セラレタルトキハ設計書、費用負擔方法及耕地整理ニ基ク規約ニ代ルヘキ必要事項ヲ定メテ之ヲ告示シ十日間土地所有者及關係人ノ縱覽ニ供シタル後地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 土地所有者又ハ關係人前項ノ規定ニヨリ定メタル設計書、費用負擔方法其ノ他ノ事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲クル期間内ニ地方長官ニ之ヲ申出ツルコトヲ得（昭和六年改正）
- 前項ノ規定ニ依ル異議ノ申出アリタルトキハ地方長官ハ都市計畫委員會ノ議決ニ付スヘシ地方長官ハ前項ノ議決カ第一項ノ規定ニヨリ定メタル設計書、費用負擔方法其ノ他ノ事項ノ變更ヲ必要トスルトキハ公共團體ニ其ノ變更ヲ命スヘシ（昭和六年改正）
- 公共團體カ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ變更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十八條 前二條ノ土地所有者及關係人ノ意義ニ關シテハ耕地整理法ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 第十五條ノ土地區割整理ノ施行ニ付テノ耕地整理法ノ準用ニ關シテハ同法第四

第十二條ノ二、第四十七條及第四十八條ノ組合ハ土地區割整理ヲ施行スル公共團體トシ同法第四十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區バ土地區割整理ノ地區トス

第二十條 土地區割整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價額ニ關シテハ耕地整理法第十二條、乃至第十三條ノ二、第十四條第二項第三項、第十四條ノ二乃至第十六條及第十六條ノ三乃至第十六條ノ八ノ規定ヲ準用ス

土地區割整理ヲ施行ニヨリ開墾、地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタル場合ニ於テ工事完了ノトキ開墾又ハ變換シタル土地ニ對シ從前ノ地域ニ依リ地租法第九條第三項ノ規定ニ準シ其ノ賃貸價額ヲ修正シ修正賃貸價額ヲ以テ耕地整理法第十三條第二項ノ現賃貸價額トス

第一項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ耕地整理法第十四條第二項、第三項及第十四條ノ三、第十五條、第十六條ノ八中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

第二十一條 鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區割整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃燒却場ハ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

第二十二條 都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ハ土地區割整理ヲ施行スル必要アル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ハ土地區割整理ノ工事完了後ニ非サレハ之ヲ賣却又ハ貸付スルコトヲ得ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却又ハ貸付ハ次ニ掲クル者ニ對シ毎筆競争入札ニ依リテ之ヲ行フ

一 其ノ土地ノ附近地カ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ收用セラレタル場合ニ於テ其ノ收用セラレタル附近地ノ全部又ハ一部ヲ收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

二 前號ノ附近地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ附近地收用ノ際所有シタル者

三 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

四 其ノ土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者

前項ニ掲クル者一人ナルトキハ其ノ者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得サル土地ノ賣却又ハ貸付ニ付テハ一般ノ競争入札ニ依ル

第二十六條 一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ハ隣地所有者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十七條 都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體

ナシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ其ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交付ス

第二十八條 都市計畫法第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地ハ都市計畫事業ノ財源ト爲ス爲基本財產トシテ管理スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 公共團體ハ第二十三條ノ土地ノ賣却若ハ貸付ニ付又ハ都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地若ハ前二條ノ土地ノ管理方法ニ付必要ナル規定ヲ定メ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

## 附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年法律第二十九號附則第三條、第五條、第九條乃至第十四條及第十八條ノ規定ハ土地區割整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價格ニ付之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二十條第二項ノ改正規定ヲ耕地整理法附則第九條、第十條及第十八條中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

市街地建築物法（大正八年四月五日）  
（法律第三十七號）

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準ヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範囲内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參照シ命令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地区ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地区内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、居場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 一 保安上危險ト認ムルトキ
- 二 衛生上有害ト認ムルトキ
- 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲クル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ナ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

前條ニ掲クル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ命令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

## 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正九年十一月十七日勅令第五百三十九號ヲ以テ大正九年十二月一日ヨリ施行)

市街地建築物法施行令 (大正九年九月三十日)  
(勅令第四百三十八號)

(い)大正十二年八月二十九日勅令第三百九十五號  
(ろ)大正十三年六月九日同 第三百五十二號  
改正略符 (は)大正十三年十二月十三日同 第三百四號  
(に)昭和四年六月二十八日同 第二百十三號

- 第一條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計二ヲ超過スル工場又ハ汽織ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 五臺以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫
  - 三 劇場、活動寫眞館、寄席又ハ觀物場
  - 四 待合又ハ貸座敷
  - 五 倉庫業ヲ營ム倉庫
  - 六 火葬場
  - 七 屠場
  - 八 塵埃燒却場
  - 九 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

- 第二條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ於テ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 一 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ
  - 三 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

- 第三條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 一 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ス

二 次ニ掲タル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

## イ 銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造

ロ 塩素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ヒクリン」酸、「ヒクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「コロナウム」、「アルコホール」、木精、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、「テレピン」油、硝化纖維素、「セルロイド」、石油類其ノ他ニ類スル引火性又ハ發火性物品ノ製造ハ 硫黃、沃度、「ブローム」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹遊、「アムモニア」水、炭酸加里、炭酸曹達、「クロール」石灰、次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、碘素化合物、「バリウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリン」、「クロロホルム」、「イヒチオール」、「ズルフォナール」、「クリセリン」、「アンチフェブリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「ケアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造

## ニ 水銀ヲ用キル計器ノ製造

## ホ 磐寸ノ製造

## ヘ 金屬ノ熔融又ハ精煉

ト 乾燥油又ハ溶劑ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

## チ 肥料ノ製造

## リ 動物質原料ノ化製

## ヌ 製革又ハ毛皮ノ精製

ル 骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

## ヲ 製油又ハ製蠟

## ワ 染料、顔料又ハ塗料ノ製造

## カ 煉瓦又ハ堵堀ノ製造

## ヨ 「アスフルト」ノ製造

タ 「セメント」、石膏、石灰、煅製石灰、炭化石灰又ハ石灰窒素ノ製造

## レ 古綿又ハ檻模ノ精製

ソ 磷石類、黑鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎

## シ 石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造

## ネ 「コマクス」ノ製造

ナ 石炭「タール」、木「タール」、石油蒸餾產物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造

ラ 石鹼ノ製造

ム 製紙

ウ 溶剤ヲ用キル謹製品ノ製造

キ 鋼釘又ハ鋼球ノ製造

ノ 汽罐ノ製造

オ 金屬ノ壓延又ハ伸線

ク 炭素製品ノ製造

三 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認メ

命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

四 第二號イ、ロ、ホ、リ及レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認メ  
命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ二 地域又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ  
前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スルモノハ其指定又ハ變更  
ノ日ヨリ十年間ヲ限リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ次記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改  
築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス

一 地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル敷地ヲ超ヘテ増築又ハ改築セサル  
コト

二 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ增加スヘキ建築面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ  
際現ニ存在スル建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト

三 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ增加スヘキ床面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際  
現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト(い)

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之  
地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ六十五尺ヲ、住居區域外ニ於テハ百尺ヲ超過ス  
ルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣闊ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於  
テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高四十二尺軒高三十尺ヲ、木骨煉瓦造  
建築物及木骨石造建築物ハ高二十五尺軒高十五尺ヲ超過スルコトヲ得ス(ろ)

前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚三寸以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁  
ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚三寸以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」  
ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制  
限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ  
軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ  
部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平  
距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ二十五  
尺ヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍  
二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テノ道路ノ境  
界線マテノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且八十尺以内ノ區域ノ内  
ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス  
前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル  
前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル  
道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル  
前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段  
ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ

二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ

三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ

四 高低ノ差著シキニ以上ノ道路ニ接スルトキ

五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ命令ヲ以テ特ニ道路ヲ指定シ之ニ面スル建築物ノ高ノ最低限度ヲ定

マルコトヲ得。

第十二条 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス  
裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セサルコトヲ得。

第十三条 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス

第十四条 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(ろ)

第十五条 前條ノ建築面積トハ建築物ノ水平斷面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上六尺以下ノモノノ部分ノ面積ハ之建築面積ト看做サス(ろ)

軒、庇、桔出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト三尺ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ三尺ヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

前條第一項ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平斷面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

第十六条 第七條、第八條、第十條、第十四條、前條及第十七條ノ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第十七条 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

- 一 地域ノ又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 三 建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命シタル場合
- 五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關スル規定ニ基キ建築物主要

#### 構造部ノ除却ヲ命シタル場合

第十八条 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者之ヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二十条 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用區域ノ屬スル市區町村トス

第二十一条 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

第二十二条 補償審査會ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體ニ之ヲ置ク

補償審査會ハ會長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ次ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官	四人
-----------	----

二 前條第一項ノ公共團體ノ吏員	二人
-----------------	----

三 前號ノ公共團體ノ議會ノ議員	四人
-----------------	----

四 學識經驗アル者	二人
-----------	----

前項第一號第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之命シ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四条 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亘ル建築物ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五条 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六条 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十七条 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用又ハ準用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セス(に)

第二十八条 鳥居、形像、紀念門、紀念塔其ノ他ノ建築物ニシテ道路ヲ占有シテ施設スル

モノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セス  
**第二十九條** 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代及棧橋ノ類ニシテ假設的ノモノニ  
 對シテハ市街地建築物法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコト  
 チ得  
**第二十九條ノ二** 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官廳支障ナ  
 シト認ムルトキハ同法第八條第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存續期限ヲ附シ假設建築  
 物ノ建築ヲ許可スルコトチ得(ろ)  
**第三十條** 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ  
 行政廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス  
**第三十一條** 第四條乃至第十六條ノ規定ハ市街地建築物法適用區域ニシテ内務大臣ノ指定  
 スルモノニ之ヲ適用セス(は)

## 附 則

本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(いは)  
 本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス(ろ)  
 本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(に)

市街地建築物法施行規則 (大正九年十一月九日)  
(内務省令第三十七號)

(い)大正十一年八月二十四日内務省令第二十一號	
(ろ)大正十二年八月二十三日同	第二十六號
改正略符 (は)大正十三年六月十二日同	第十五號
(に)大正十三年十二月十七日同	第三十號
(ほ)大正十四年一月十五日同	第一號
(へ)大正十五年十月三十日同	第五十三號

## 第一 章 通 則

第一條 本則ニ於ケル用語ハ次ノ例ニ依ル

- 一 居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ  
玄關、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室ノ類ハ居室ト  
看做サス
- 二 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ其ノ床面地盤面ヲ下ルコト一尺未満  
ノモノハ之ヲ第一階ト看做ス
- 三 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ
- 四 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ
- 五 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其

- ノ天井高ヲ謂フ
- 六 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ**  
一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ  
謂フ
- 七 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ**
- 八 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區割スル壁體ヲ謂フ**
- 九 界壁トハ接續建築物ヲ區割スル壁體ヲ謂フ**
- 十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石綿板、瓦、金屬、陶磁器、硝子、  
「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ**
- 十一 耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類  
ヲ謂フ**
- 十二 石造トハ石造、人造石造及「コンクリート」造ヲ謂フ**
- 十三 壁體ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ**  
イ 厚一尺以上ノ煉瓦又ハ石造  
ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造  
ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート・ホロプロツク」造、厚  
五寸以上ノ鐵筋「コンクリート・プロツク」造ノ類ニシテ地方長官本號イ又ハロニ規  
定スル壁體ト同等以上ノ耐火的效力アリト認ムルモノ(は)
- 十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ**  
イ 鐵筋「コンクリート」造  
ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造  
ハ 煉瓦造又ハ石造  
ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類  
ホ 鐵骨ヲ有シ「メタルラス・コンクリート」網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシ  
テ地方長官ノ承認セルモノ(は)
- 十五 柱ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ**  
イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造  
ロ 鐵筋「コンクリート」造  
ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有效ナル被覆ヲ爲シタルモノ  
ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ**  
イ 鐵筋「コンクリート」造、耐瓦造又ハ石造

- ロ 鐵骨チ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造  
ハ 鐵造
- 十七 甲種防火戸トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ  
イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘以上ノモノ  
ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分以上ノモノ  
ハ 厚五寸以上ノ土藏扉
- 地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定チ爲スコトナ得
- 十八 乙種防火戸トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ  
イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘未満ノモノ  
ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分未満ノモノ  
ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚一寸以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ナ以テ被覆シタルモノ
- 地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定チ爲スコトナ得
- 十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ
- 二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ
- 二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ(は)
- 第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法、呼稱等ニ付凝義ナ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス
- 第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常ニ有效ニ保持スヘシ

## 第二章 建築物ノ突出部

- 第四條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ前面突出部ハ次ノ範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトナ得但シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外前面建築線間ノ距離ノ二十分ノ一超过スルコトナ得ス
- 一 蛇腹、軒、小塔、出窓、標旗、標燈、招牌其ノ他之ニ類スルモノハ路面上八尺以上ニ在ル場合ニ限リ三尺迄(は)
  - 二 出入口ノ階段、凹庭ノ手踏地覆、腰石、根石其ノ他之ニ類スルモノハ一尺迄
- 第五條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ基礎ハ地方長官特ニ指定スル場合ヲ除クノ外道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトナ得

第六條 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第八條ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス但シ其ノ算入セサル部分ノ最大幅ハ建築物ノ高ノ五分ノ一、其ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一超过スルコトナ得ス

## 第三章 建築物ノ構造設備

### 第一節 一般構造設備

第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシムヘシ但シ建築物ノ用途又ハ土地ノ状況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 建築物ノ敷地湿润ナルトキ又ハ出水氾濫ノ虞アルモノナルトキハ地方長官其ノ地盤面ノ地揚高又ハ建築物ノ床高ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトナ得

第九條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理スヘキ適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第十條 下水溝、下水管、溜柵ノ類ハ耐水材料又ハ地方長官ノ承認スル材料ヲ以テ構造スヘシ

第十一條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ニ對シ汚物溜ヲ設ケムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水装置ヲ施シ且覆蓋ヲ設クヘシ

第十二條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ非サレハ之ニ放流スヘカラズ但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設ケルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リテハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス(は)

第十三條 汲取便所ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

一 糞尿壺及尿槽ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ造リ糞尿壺ノ上口周囲ハ厚三寸以上ノ「コンクリート」ヲ以テ漏斗狀ニ作り不滲透質ノ材料ヲ以テ上蓋ヲ爲スコト

二 床下ハ周囲ニ耐水材料ヲ以テ障壁ヲ設ケ他ノ部分ト遮断スルコト

三 汲取口ハ其ノ下端ヲ其ノ接スル地盤面ヨリ三寸以上高クシ且之ヲ直接道路ニ面セシメサルコト

第十四條 井戸ヲ汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ但シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ状況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官ハ井戸、汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造、設備等ニ關シ前三條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命スルコトナ得(は)

第十五條 建築物ノ壁體ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ構造スヘシ但シ門、障撲其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁體及床下ニハ適當ナル防濕方法ヲ施スヘシ

第十七條 居室ノ床高ハ一尺五寸以上ト爲スヘシ但シ床又ハ床下ニ「コンクリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
居室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スヘシ

第十八條 居室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ

第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有效面積ヲ有スル處又ハ之ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ  
前項ノ採光面幅三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其ノ採光面積ノ二分ノ一ヲ有效面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス

第一項ノ採光面積ハ次ノ各號ニ該當スル部分ニ限リ有效ナルモノト看做ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス  
一 其ノ部分ヨリ直上屋根面（直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ）ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト  
二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト但シ其ノ部分ヲ含ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス  
軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨ケルモノアリト認メ又ハ衛生上特別ノ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ增加其ノ他適當ナル措置ヲ命スルコトヲ得（は）  
第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ其ノ面積ヲ三倍ニ換算ス  
第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ床面上五尺七寸以上ト爲スヘシ  
隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタル二室ハ本條ノ適用ニ關シ之ヲ一室ト看做ス

第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ハカラシムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣装置アルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス（は）

第二十一條 特殊ノ用途ニ充ツル居室ニシテ已ムヲ得サルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得（は）

第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第二十四條 道路ニ面スル出入口及窓ノ扉ハ開閉ノ際雖モ建築線ヨリ突出セサル構造ト爲スヘシ但シ路面上十尺以上ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 階段ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ但シ避難階段其ノ他特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス  
一 階段及踊場ノ幅ハ内方二尺五寸以上ト爲スコト  
二 瞳上七寸五分以下踏面五寸以上ト爲スコト  
三 高十五尺ヲ超ユルモノニ在リテハ高十五尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト  
階段ノ用途ニ依リ危險ナリト認ムルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 地方長官保安上必要ト認ムルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘシ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ  
瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棟瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦チ野地ニ聚結スヘシ（は）  
神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得（ろ）

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防火壁ヲ設ケヘシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造トルトキ又ハ地方長官其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認ムルトキ若ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危險ナリト認ムルモノニ付防火壁ノ設置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得（は）

第三十條 前二條ノ防火壁ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ（は）  
一 耐火構造ト爲スコト  
二 兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト  
三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但シ耐火構造ノ屋

根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメサルコトヲ得

四 各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但シ特殊ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ幅及高ヲ十二尺迄ト爲スコトヲ得

五 凹壁溝ヲ設クル場合ト雖モ其ノ部分ノ壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以上、鐵筋「コンクリート」造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲スコトヲ得

第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋窓、裝飾塔等ノ屋上突出部木造ニシテ延焼ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ(は)

第三十三條 壁附緩壠ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 爐胸ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建築物ニ在リテハ上部ヲ積出シト爲ササルコト
- 二 薪炭ヲ使用スル壁附緩壠ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁附緩壠ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト
- 三 壁附緩壠ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上、其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント・モルタル」ヲ以テ塗ルコト
- 四 煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設クルコト

第三十四條 木造又ハ木骨造建築物ノ壁附緩壠ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ(は)

第三十五條 緩壠、竈、風呂窓ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短部ニ於テ二尺以上ト爲スヘシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲ササル限り三尺以上ト爲スヘカラス

第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未滿ナルトキ亦同シ

第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ

第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ホス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第四十條 汽罐、營業用風呂窓其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口

徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ状況ニ依リ地方長官之ヲ定ム(は)

第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ状況ニ依リ煤煙ヲ發散セサル裝置ヲ命スルコトヲ得(は)

第四十一條 汽罐、風呂窓ノ類ノ焚場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ

第四十三條 高六十五尺軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造ト爲スヘシ(は)

第四十三條ノ二 市街地建築物法施行令第二十九條及第二十九條ノニノ建築物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ本則第三章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得(は)

## 第二節 構造強度

### 第一 概則

第四十四條 「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ヲ爲スヘキ「セメント」ハ農商務省告示「ポルトランド・セメント」試験方法又ハ工商省告示高爐「セメント」試験方法ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス(は)

第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スヘシ但シ木造建築物ノ真壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ状況ニ依リ本節ニ定ムモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

## 第二 木構造及木骨構造

第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ繼手及仕口ニシテ主要ナルモノ「ボルト」締其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊着スヘシ

第四十九條 建築物ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スヘカラス但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 掘立ニ非サル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スヘシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊著シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スヘシ

石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ束ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ其ノ構造ニ付特ニ

地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ構材ヲ使用スヘシ

第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、胴差、梁、桁其ノ他ノ主要横架材間ノ距離ニ對シ三階建、第三階、二階建、第二階又ハ平家建ニ在リテハ其ノ三十分ノーチ、三階建ノ第二階又ハ二階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十五分ノーチ、三階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十二分ノーチ下ルヘカラス但シ庇ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ覆葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ三十分ノーチ三十五分ノ一、二十五分ノーチ三十分ノ一、二十二分ノーチ二十五分ノート爲スコトヲ得(は)

木骨石造、木骨煉瓦造及土藏造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノーチ二十五ノ一、二十五分ノーチ二十二分ノ一、二十二分ノーチ二十分ノートス(は)

第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル斷面積ノ三分ノ一以上ヲ缺取ル場合ニハ其部分ヲ補強スヘシ

第五十五條 建物ニハ適當ニ筋造又ハ方杖ヲ設クヘシ(は)

第五十六條 削除(は)

第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ニハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造

第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメント」入「モルタル」ヲ用キテ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ墙壁其ノ他構造ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

第五十九條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小ナルヘカラス

第六十條 石造又ハ煉瓦造壁體ノ壁厚ハ之ヲ一尺未滿ト爲スヘカラス

第六十一條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スヘカラス(は)壁厚ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
壁長ハ其ノ壁體ニ接著スル對隣壁ノ接著部分ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ル  
地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル控壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁ト看做ス  
壁高ハ其ノ壁體ノ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第六十二條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鉛又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ設クヘシ(は)

第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ次ノ規定ニ依ルヘシ(は)

- 一 長十八尺以下ノモノニ在リテハ一尺以上ト爲スコト
- 二 長十八尺ヲ超過シ三十尺以下ノモノニ在リテハ一尺三寸以上ト爲スコト

第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

第六十五條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ或ル階ニ於ケル出入口、窓其ノ他ノ開口ノ幅ノ總和カ壁長ノ二分ノーチ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フヘシ但シ其ノ壁體ニ幅三尺以上ノ柱形(挿壁ヲ含ム以下同シ)ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ト對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第六十六條 建物ノ壁體煉瓦造ニシテ次記各號ノニ該當スル場合ニハ各階ノ壁厚ハ第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

- 一 其ノ階ノ床及其ノ階ノ直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ
- 二 地方長官適當ト認ムル控壁鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁其ノ他ノ補強方法アルトキ

第六十七條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定ニ拘ラス其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スヘカラス

第六十八條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁體ニ豎壁溝ヲ設クル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條、第六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿ト爲スヘカラス  
横壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スヘカラス

第六十九條 煉瓦造壁體ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺以上ト爲スヘシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルヘシ(は)

第七十一條 建物ノ壁體「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之ヲ煉瓦造ト看做ス

第七十二條 建物ノ壁體「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ其ノ十分ノニ加フヘシ(は)

第六十六條及第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之ヲ前項ノ壁體ニ準用ズ(は)

第七十三條 貼石、貼瓦ノ類ハ之ヲ壁厚ニ算入セス

第七十四條 鐵骨造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ於ケル石、煉瓦、「コンクリート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十五條 高十二尺未満ノ間壁其ノ他構造上輕微ナル壁體ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ堵壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外次ノ規定ニ依ル  
ヘシ

一 壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト(は)

二 削除(は)

三 長二間未満毎ニ適當ナル控壁ヲ設ケルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一  
倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第七十七條 同一建築物ノ壁體二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地  
方長官之ヲ定ム

第七十八條 切妻壁體又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スヘカラ  
ス但シ切妻壁體ニシテ其ノ頂部ノ鐵筋「コンクリート」造屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ  
限ニ在ラス(は)

第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十  
分ノ一以上ト爲スヘシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石  
ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スヘシ

第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ桔出窓、桔出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」  
ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ(は)

#### 第四 鐵構造及鐵骨構造

第八十二條 建物ノ構造ニ使用スル鋼材ノ品質ハ應張强度一平方厘ニ付三千六百磅以上伸  
度試驗片小徑ノ八倍以上ニ付百分ノ二十以上ノモノナルコトヲ要ス

第八十三條 建物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鍍鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ已ムヲ得サル場  
合ノ外「リベット」ヲ使用スヘシ

接合用「リベット」又ハ「ボルト」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未満ト其ノ中心ト  
材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ一倍半未満ト爲スヘカラス

第八十四條 建物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其ノ主要ナル支點  
間距離ニ對シ鋼又ハ鍍鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上ト、鍍鐵ニ在リテハ七十五分ノ一  
以上ト爲スヘシ

柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鍍鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一ヲ二百分ノ一トス

第八十五條 鋼柱又ハ鍍鐵柱ノ接合ニハ其小ナル柱ト同等以上ノ強チ有スル添板ヲ用キ柱  
ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用スヘシ

第八十六條 鐵骨造建物ニ於ケル主要ナル柱ハ之ヲ基礎ニ緊結スヘシ

第八十六條ノ二 鐵骨造建物ニ在リテハ梁其ノ他ノ横架材ト柱トク接合ニハ適當ナル方  
杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スヘシ但シ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケタ  
ル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス(は)

第八十六條ノ三 鐵骨造建物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケヘシ(は)

第八十七條 鐵骨造建物ノ帳壁ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

一 鐵骨ニ緊結スルコト

二 「ホロタイル」ノ類ヲ使用セサルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ施シタル場合  
又ハ堅牢ナル壁體ノ表積若ハ裏積トシテ適當ニ之ニ連結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ス(は)

#### 第五 鐵筋「コンクリート」構造

第八十八條 鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ次ノ規定ニ依ル繁  
シ但シ其ノ用途ニ依リ已ムヲ得ス且構造上支障ナキモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受  
ケ第三號及第四號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(は)

一 砂ハ泥土、鹽分等ヲ含マサルモノナルコト

二 砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテ二種二分ノ一目篩ヲ通過シ且鐵筋相互間及鐵筋ト假橋ト  
ノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト

三 煉瓦層、石炭爐ノ類ハ之ヲ使用セサルコト

四 「コンクリート」ノ調合割合ハ「セメント」ノ容積一ニ對シ砂ト砂利又ハ碎石トノ容  
積ノ和六ヲ超過セサルコト但シ「セメント」ハ千五百五十磅ナ以テ一立方米トス(は)  
鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル鐵筋ノ品質ハ第八十二條ノ規定ニ依ルヘシ

第八十九條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ナ他ノ構造部ニ緊結スルカ又  
ハ之ヲ曲ケテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇著スヘシ

第八十九條ノ二 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル主筋ノ繼手ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二  
十五倍以上ト爲スヘシ(は)

第九十條 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ニ生スル應剪力度「コンクリート」ノ許容  
剪力度ヲ超過スルトキハ其ノ部分ニ次記ノ規定ニ依リ繫筋ヲ配置スヘシ

一 繫筋ハ應剪力ノ分布ニ從ヒ適當ニ之ヲ配置シ其ノ間隔ヘ梁、版等ノ厚ノ三分ノ二ヲ  
超過セサルコト

二 繫筋ハ應張鐵筋下端ヨリ應壓力中心迄達スルコト  
主筋ヲ適當ニ曲ケタルモノハ其ノ部分ヲ繫筋ト看做ス

第九十條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ複筋及筋ヲ配置スヘ

ヘシ(は)

第九十一条 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

一 主筋ハ四本以上タルコト

二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直徑ノ十五倍ヲ超過セアルコト

三 柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト(は)

四 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對シ八十分ノ一以上ナルコト(は)

第九十一条ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」建造物ニ準用ス(は)

第九十二条 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二種未滿ト、梁及柱ニ在リテハ三種未滿ト、基礎ニ在リテハ五種未滿ト爲スヘカラス

第九十三条 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ横架材ノ上ニ假構ヲ設ケルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スヘカラス但シ「コンクリート」施工後二月ヲ経過セサルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第九十四条 高十二尺未滿ノ牆壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二条ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

## 第六 獨立煙突

第九十五条 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セサル構造ト爲スヘシ(は)

鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非サル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ナ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ

第九十六条 (削除)(は)

第九十七条 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接著ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控杭若ハ適當ナル防腐方法ナ施シタル木杭ニ緊著スヘシ(は)

第九十八条 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過スヘカラス但シ堅固ナル鐵製支柱ナ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

第九十九条 土管煙突ハ其ノ接合部ニ「モルタル」ヲ用キ支柱ニ緊結スヘシ

第一百條 第九十五条及第九十八条ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル(は)

## 第一七 強度計算

第一百一條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限次ノ如シ

材 料	重 量(匁)
煉 瓦 積	1 立方米ニ付 1900.0
花 岩 及 安 山 岩	1 立方米ニ付 2500.0
砂利又ハ碎石ナ凝元體トセル「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」	1 立方米ニ付 2300.0
松	1 立方米ニ付 570.0
杉、檜、櫻、「オレゴンパイン」、北海道松ノ類	1 立方米ニ付 480.0
鋼	100 立方厘ニ付 0.785
瓦葺(草土ヲ除ク)	1 平方米ニ付 60.0
草土、壁土及漆喰	1 立方米ニ付 1600.0

第一百一條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水平震度ハ之ヲ 0.1 以上ト爲スヘシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ状況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ其ノ低下ヲ許可スルコトヲ得

第一百十二条 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スヘキ應力度ハ各種材料ニ付スノ限度ヲ超過スヘカラス

材 料	應 壓 力 度 (1 平方厘 =付匁)	應 強 力 度 (1 平方厘 =付匁)	應 剪 力 度 (1 平方厘 =付匁)	應 曲 力 度 (1 平方厘 =付匁)
櫻、栗	90.0	90.0	9.0	90.0
松	75.0	75.0	7.5	75.0
檜、「オレゴンパイン」	65.0	65.0	6.5	65.0
杉、北海道松ノ類	50.0	50.0	5.0	50.0
花 岩	110.0			15.0
硬 質 安 山 岩	80.0			9.0
煉 瓦 積	22.0			
「コンクリート」 「セメント」1 砂 2 砂利又ハ碎石 4	45.0	4.5	4.5	4.5
「コンクリート」 「セメント」1 砂 3 砂利又ハ碎石 6	30.0	3.0	3.0	3.0
軟 鋼	1150.0	1150.0	750.0	1150.0
鍊 鐵	850.0	850.0	550.0	850.0
鑄 鐵	850.0	200.0	200.0	200.0

前表ニ於ケル「コンクリート」ノ調合割合ハ容積ヲ以テシ「セメント」ハ千五百五十匁ヲ以テ一立方米トス(は)

品質特ニ劣等ナリト認ムモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低下セシムルコト

チ得

第百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」トノ彈率比ナ十五ト爲スヘシ

第百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應滑力度ハ一平方厘ニツキ七五  
チ超過スヘカラス但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ形状ニ依リ地方長官ノ許可ナ受ケ之ナシ延迄ト爲スコトナ得

第百五條 強度計算ニ適用スル各種床動荷重ノ最小限次ノ如シ

床ノ種類	動荷重(1平方米) (ニ付延)
住家	250
事務室、病院ノ類	370
學校	420
集會所、劇場、寄席ノ類	500
商品陳列室、陳列館ノ類	550

倉庫、書庫、作業場等ニ付テハ其ノ實況ニ應スル適當ナル動荷重ニ依ルヘシ  
本條ノ動荷重ハ其ノ實況ニ應シ小梁ニ對シテハ十分ノ一以内ナ、大梁ニ對シテハ其ノ十分ノ二以内ナ、柱ニ對シテハ其ノ十分ノ三以内ナ減スルコトナ得但シ倉庫、書庫、集會室、劇場棧敷、陳列室等ニ對シテハ本項動荷重ノ輕減ナシ得ス

第百六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ墜錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ次式ニ依リ算定セルモノナ超過スヘカラス

$$P = \frac{WH}{5D+0.1}$$

P 荷重

W 錘ノ重量

H 錘ノ落高(米)

D 杭ノ最終沈下(米)

「コンクリート」杭ニシテ其ノ完全ニ凝結セサルモノニ對シテハ前項ノ算式ヲ適用セス  
前項ノ場合及汽錘ヲ使用シタル場合ニ在リテハ地方長官ハ荷重試験ノ施行ヲ命スルコトナ得

第百七條 應壓鐵材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セルモノナ超過スヘカラス

$$P = Af_c \left(1 - C \frac{l}{r}\right)$$

P 荷重

A 斷面積

f<sub>c</sub> 第百二條ノ鐵材ニ對スル應壓力度

l 主要ナル支點間ノ距離

r 斷面ノ最小二次率半徑但シ鐵柱ニシテ其ノ周圓ノ構造ニ依リ捲ミノ方向ニ制限アルモノハ其ノ斷面ノ適當ナル軸ニ對スル二次率半徑ト爲スコトナ得

C 定數

鋼及鍊鐵ニ在リテハ 0.003 トシ其ノ兩支端回轉自由ナルトキハ 0.004 鐵鐵ニ在リテハ 0.005 トス

第百八條 應壓木材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セルモノナ超過スベカラス

$$P = Af_c \left(1 - 0.02 \frac{l}{d}\right)$$

P 荷重

A 斷面積

f<sub>c</sub> 第百二條ノ木材ニ對スル應壓力度

l 主要ナル支點間ノ距離

d 斷面ノ最小徑

第百九條 應壓鐵筋「コンクリート」材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セル者ナ超過ス可カラス

$$P = f_c (A_c + 15A_s)$$

P 荷重

f<sub>c</sub> 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度A<sub>c</sub> 「コンクリート」ノ有效斷面積A<sub>s</sub> 主筋ノ斷面積

前項有效面積ハ其ノ主筋ノ外側線内ノ面積トス

適當ナル卷筋ヲ有スル應壓「コンクリート」材ニ在リテハ第一項ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度ナ一平方厘ニ付五十五延迄增加スルコトナ得シ此ノ場合ニ於ケル卷筋ノ中心距離ハ八厘ナシ得ス

應壓鐵筋「コンクリート」材ニシテ其ノ主要ナル支點間ノ距離其ノ最小徑ノ十五倍ナ超過スルモノニ在リテハ別ニ適當ナル算式ニ依リ之ヲ算定スヘシ

第百十條 應曲材ニ對スル曲能率ハ次式ニ依リ算定セルモノナ超過スヘカラス

$$M = f_b S$$

M 曲能率

f<sub>b</sub> 第百二條ノ應曲力度

S 斷面率

第百十一條 鐵筋「コンクリート」ノ單筋矩形梁又ハ版内ニ中軸ヲ有スル單筋丁梁ニ對ス

ル曲能率ハ次ノ各式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$M = \frac{n_t(3-n_t)}{6} f_c b d^2$$

$$M = \frac{3-n_t}{3m} f_t b d^2$$

### M 曲 能 率

$n_t$  中軸比（梁ノ應壓端ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有效丈トノ比）

$f_c$  第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度

$f_t$  第百二條ノ鐵筋ニ對スル應張力度

$m$  對 筋 比

$b$  梁 ノ 幅

$d$  梁 ノ 有 效 丈

前項ノ中軸比ハ次式ニ依ル

$$n_t = \frac{15}{m} \left( \sqrt{1 + \frac{2m}{15}} - 1 \right)$$

第百十二條 應壓力ト曲能率トヲ併有スル構材ノ合成應力度ハ次式ニ依リ算定スルモノヲ

下ルヘカラス

$$f_c = \frac{M}{S} + \frac{P}{A} \times \frac{1}{1 - C \frac{l}{r}}$$

$f_c$  合成應壓力度

### M 曲 能 率

$S$  應壓側ニ對スル斷面率

$P$  應 壓 力

$A$  斷 面 積

$l$  主要ナル支點間ノ距離

$r$  曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ對スル二次率半徑但シ木材ニ在リテハ曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ直角ナル徑

$C$  第百七條ノ定數但シ木材ニ在リテハ之ヲ 0.02 トス前項ノ合成應壓力度ハ第百二條ノ應壓力度ヲ超過スヘカラス

第百十三條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル梁又ハ版ノ張間ハ其ノ支承物間ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ルモノトス但シ支承物間ノ内法距離ニ梁ノ丈又ハ版ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

梁又ハ版ノ支端ニ持送アル場合ニ於ケル張間ハ持送ノ厚カ梁又ハ版ノ下端ヨリ度リ梁ノ

丈又ハ版ノ厚ノ 0.5 倍ニ達スル部分ヨリ之ヲ起算ス(は)

第百十四條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ梁ト版トヲ適當ニ連結シタル場合ニ在リテハ之ヲ丁梁ト看做スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル丁梁ハ其ノ張間ノ四分ノ一以内、版ノ厚ノ十二倍以内ノ幅ナ有スルモノトシテ之ヲ算定スヘシ

第百十五條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ縦横ニ鐵筋ナ有スル長方形版四邊ヲ通シテ支承物ナ有スル場合ニ於テハ次式ニ依リ算定シタルモノヲ下ラサル範圍内ニ於テ其ノ荷重ヲ兩張間ニ分賦スルコトヲ得

$$w_b = \frac{l^4}{l^4 + b^4} w$$

$$w_l = \frac{b^4}{l^4 + b^4} w$$

w 等 布 荷 重

l 一方 ノ 張 間

b l ノ 直 角 ナ ル 張 間

$w_l$  l ノ 張 間 トスルモノニ分賦スル等布荷重

$w_b$  b ノ 張 間 トスルモノニ分賦スル等布荷重

第百十六條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ三箇以上ノ等張間ナ有スル連梁又ハ連版等布荷重又ハ一樣ナル對稱集中荷重ナ受ケル場合ノ強度計算ニ適用スヘキ正負曲能率ハ次ノ規定ニ依ルモノヲ下ルヘカラス

一 兩端以外ノ張間ニ於ケル正曲能率ハ各張間ニ付單梁ト假定シテ得ヘキ曲能率圖ニ於テ最大曲能率ノ値其ノ位置ニ於テ其ノ三分ノニトナル様基線ヲ平行ニ移動シタル場合ニ付テ之ヲ度ルコト

二 兩端以外ノ張間ニ於ケル負曲能率ハ各張間ニ付單梁ト假定シテ得ヘキ曲能率圖ニ於テ其ノ支點ニ於ケル負曲能率カ單梁トシテノ最大正曲能率ノ三分ノニニ達スル迄基線ヲ平行ニ移動シタル場合ニ付テ之ヲ度ルコト

三 最終支點單ニ支持セラレタル場合ニ在リテハ終端張間ニ於ケル最大正曲能率ハ第一號ノ規定ニ依リ定メタル最大正曲能率ニ其ノ十分ノ二ヲ加ヘ最終支點ノ曲能率ヲ零トシ次ノ支點ニ於テハ第二號ノ規定ニ依リ定メタル負曲能率ニ其十分ノ五ヲ加フルコト

四 最終支點固定ニ近シト認メラル場合ニ在リテハ終端張間ニ於ケル最大正曲能率ハ第一號ノ規定ニ依リ之ヲ定メ最終支點ノ負曲能率ハ第二號ノ規定ニ依リ定メタル負曲能率ヨリ其ノ十分ノ二・五ヲ減シタルモノヲ以テ之ヲ定メ次ノ支點ニ於ケル負曲能率ハ第二號ノ規定ニ依リ之ヲ定ムルコト(は)

荷重、張間又ハ支承ノ狀態前項以外ノ場合ニ於テハ前項ノ主旨ニ基キ適當ニ其ノ正負曲能率、張間又ハ支承ノ狀態前項以外ノ場合ニ於テハ前項ノ主旨ニ基キ適當ニ其ノ正負曲

能率ヲ定ムヘシ

第百七條 構造ノ状況ニ依リ大ナル曲能率ヲ生スヘキ柱ハ其ノ曲能率ニ依ル應力度ヲ加算シテ其ノ大サヲ定ムヘシ

#### 第四章 防 火 地 區

第百十八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス

第百十九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ

第百二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設ケヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス(は)

- 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
- 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ
- 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠、組子、棟及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス(は)

第百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ耐火構造ト爲スヘシ但シ厚一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百二十三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ

- 一 建築面積二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ
- 二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ
- 三 階數四以上ノモノ

第百二十四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限り乙種防火地區内ニ在ル建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危險ノ處アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第百二十五條 甲種防火地區内ニ在ル堵壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

第百二十七條 前條ノ準耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ

- 一 鐵骨造ニシテ外部ニ生子板張ト爲シタルモノ
- 二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ次ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ナ爲シタルモノ
  - イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用ヒ其ノ厚三寸以上ノモノ
  - ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント・モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
  - ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント・モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗
- ニ 「セメント・モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
- ホ 木骨土藏造ニシテ塗土漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

第百二十八條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スヘシ

第百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設ケヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ存リテハ此ノ限ニ在ラス(は)

- 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
- 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ
- 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠、組子、棟及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス(は)

第百三十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百三十一條 防火地區内ニ在ル建物ノ界壁ハ防火壁ト爲スヘシ

第百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區内ニ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ亘ル場合ニアリテハ其ノ全部ニ對シ甲

種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種  
防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百三十四條 前三條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令ノ規定ノ外火災豫防上必要  
ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ  
付第百十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト  
ヲ得(い)

## 第五章 美觀地區

第百三十六條 地方長官ハ美觀地區内ニ在ル建築物ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體  
裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ除却、改修其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第百三十七條 地方長官ハ美觀地區内ニ建築スル建築物ノ意匠ニ關スル設計ニシテ環境ノ  
風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ設計ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第百三十八號 地方長官美觀上必要アリト認ムルトキハ美觀地區内ニ一定ノ區域ヲ指定シ  
其ノ區域内ノ建築物ノ高、軒高又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得

第百三十九條 地方長官前三條ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリト認ムル事項ニ關シテハ主  
務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第百四十條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ外部汚損セルトキハ速ニ之ヲ修理スヘシ

第百四十一條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ排水管、排氣管、燐房鐵管、瓦斯管及煙突ノ類  
ハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ道路、廣場又ハ公園ニ面スル壁面  
ニ露出セシムルコトヲ得ス

第百四十二條 美觀地區内ニ在ル建築敷地ニシテ未ダ建築物ナキモノ又ハ建築工事着手中  
ノモノハ板塀ノ類ヲ以テ體裁ヨク之ヲ圍繞スヘシ但シ適當ナル整理ヲ爲シ特ニ地方長官  
ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

## 第六章 工事執行

第百四十三條 次ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ新築、増築、改築、移轉、大修繕又ハ大  
變更ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 市街地建築物法第十四條ノ建築物

二 防火地區及美觀地區内ノ建築物

三 其ノ他地方長官ノ指定スル建築物

建築物ノ用途ヲ變更シテ前項第一號又ハ第三號ニ充テムトスルモノ亦同シ

第百四十四條 前條ニ該當セサル建築物ノ新築、増築、改築、移轉、大修繕又ハ大變更ヲ  
爲サムトスルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官ハ命令ノ規定ニ依リ輕微ナルモノニ付前項ノ届出ヲ爲サシメサルコトヲ得

第百四十五條 地方長官第百四十三條ノ認可申請ニ付支障ナシト認ムルトキハ建築認可證  
ヲ交付スヘシ

第百四十六條 第百四十三條及第百四十四條ノ建築工事竣工シタルトキ及地方長官ノ特ニ  
指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

第百四十七條 地方長官第百四十三條ノ建築物竣工ノ届出ヲ受ケ支障ナシト認メタルトキ  
ハ遲滯ナク建築物使用認可證ヲ交付スヘシ但シ申請者ノ請求ニ依リ建築物ノ竣工セル部  
分ニ對シ使用認可證ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ使用認可證ヲ受ケタル後ニ非サレハ建築物ヲ使用スルコトヲ得ス

第百四十八條 地方長官ハ貞臣ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨検セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ臨検者ハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ  
占有者検査ニ必要ナル準備ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項準備ノ費用ハ建築主又ハ建築物所有者ノ負擔トス

第百四十九條 地方長官ハ建築工事ノ認可申請、届出又ハ其ノ變更ノ手續其ノ他建築工事  
ノ取締ニ關シ本則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第百四十九條ノ二 第六條乃至第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第百十七  
條、第百三十六條乃至第百四十二條及第百四十四條ノ規定ハ市街地建築物法施行令第三  
十一條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用セス(に)

## 附 則

第百五十條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ監視總監トス

第百五十一條 本則ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(ろにほへ)

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス(は)

## 都市計畫概況（昭和六年九月末日現在）

## 一、都市計畫法及市街地建築物法適用都市一覽

(▲印市街地建築物法全規定適用都市)  
(△印同法緩和規定適用都市)

	道府縣	都市計畫法適用都市	同月年用日	未適用市都
北海道	△札	幌	大正12.7.1	
	△爾	館	大正12.7.1	
	△小	樽	大正12.7.1	
	△旭	川	昭和2.4.1	
	△室	蘭	昭和3.9.10	
	△釧	路	昭和5.9.1	
東京都	▲東京	京子	大正9.1.1	
	△八王	都	昭和2.4.1	
	▲京	阪	大正9.1.1	
大阪	▲大坂	和	大正9.1.1	
	▲堺	田	大正12.7.1	
	△岸	濱	昭和3.1.1	
神奈川	▲横	賀	大正9.1.1	
	△横	崎	昭和3.1.1	△鎌倉町
	▲川	須	昭和3.4.1	△逗子町
兵庫	▲神	戸	大正9.1.1	
	▲尼	崎	大正12.7.1	
	▲西	宮	大正15.4.1	
	△姬	路	昭和2.4.1	
	△明	石	昭和2.4.1	
長崎	△長	崎	大正12.7.1	
	△佐世	保	大正14.4.1	
新潟	△新潟	湯	大正12.7.1	
	△長玉	岡	大正14.4.1	高田
福島	△高馬	崎	昭和3.4.1	越生
	△前葉	橋	昭和3.1.1	桐生
千葉	△千葉	葉	昭和5.9.1	

### 都 市 計 畫 概 況

茨	城	△水	戸	昭和 3.1. 1	△土浦町(新治郡)
栃	木	{ △宇	都 宮	昭和 2.4. 1	
		{ △足	利	昭和 2.4. 1	
奈	良	△奈	良	昭和 3.1. 1	
三	重	{ △津		大正 14.4. 1	
		{ △四 日 市		昭和 2.4. 1	
		{ △宇 治 山 田		昭和 2.4. 1	
愛	知	{ ▲名 古 屋		大正 9.1. 1	
		{ △豊 橋 崎		大正 12.7. 1	
		{ △岡		大正 14.4. 1	
		{ △一		大正 14.4. 1	
		{ △瀬 戸		昭和 5.9. 1	
靜	岡	{ △靜	岡	大正 12.7. 1	
		{ △濱	松	大正 12.7. 1	
		{ △清	水	大正 14.4. 1	△伊東町(大場川以東を除く)
		{ △沼	津	昭和 2.4. 1	
山	梨	△甲	府	昭和 2.4. 1	
滋	賀	△大	津	昭和 3.1. 1	
岐	阜	{ △岐	阜 垣	大正 12.7. 1	△船津町一部(大字
		{ △大		大正 14.4. 1	{ 船津、朝浦東町)
長	野	{ △長	野	大正 14.4. 1	
		{ △松	本 田	大正 14.4. 1	
		{ △上		昭和 2.4. 1	
宮	城	△仙	臺	大正 12.7. 1	△氣仙沼町
福	島	{ △福	島	昭和 2.4. 1	
		{ △郡	山 松	昭和 2.4. 1	
		{ △若		昭和 3.9.10	
岩	手	△盛	岡	昭和 3.1. 1	
青	森	△青	森	昭和 4.7. 1	△弘前戸八
山	形	{ △山	形	昭和 3.9.10	△米澤
		{ △鶴	岡	昭和 3.9.10	
秋	田	△秋	田	昭和 2.4. 1	
福	井	△福	井	昭和 2.4. 1	
石	川	△金	澤	大正 12.7. 1	△山中町

富山	△富山	山	大正13.6. 1
	△高岡	岡	大正14.4. 1
鳥取	△鳥取	子	昭和 3.9.10
	△米子		昭和 3.9.10
島根	△松江	江	昭和 3.1. 1
岡山	△岡山	山	大正12.7. 1
	△倉敷	敷	昭和 3.9.10
	△津山	山	昭和 4.7. 1
廣島	△廣島	島	大正12.7. 1
	△吳道	島	大正12.7. 1
	△尾道	山	昭和 2.4. 1
	△福山		昭和 3.9.10
山口	△下宇	關部	大正12.7. 1
			昭和 3.9.10
和歌山	△和歌山	山	大正14.4. 1
徳島	△徳島	島	昭和 2.4. 1
香川	△高松	松	△小松島町一部(大字 小松島、日開野、前原、 江田、中田、中郷)
	△丸龜	龜	大正14.4. 1
愛媛	△今治	治	昭和 2.4. 1
	△松山		昭和 3.1. 1
高知	△高知	知	大正14.4. 1
	△福岡	岡	大正12.7. 1
	△門司	司	大正12.7. 1
	△小倉	倉	大正12.7. 1
福岡	△若松	松	大正12.7. 1
	△大牟田	牟	大正12.7. 1
	△八幡	幡	大正12.7. 1
	△戸畠	畠	大正15.4. 1
	△久留米	留	昭和 2.4. 1
大分	△大分	分	大正 4.4. 1
	△別府	府	昭和 2.4. 1
佐賀	△佐賀	賀	昭和 3.9.10
熊本	△熊本	本	大正12.7. 1
宮崎	△宮崎	崎	昭和 2.4. 1
	△都城	城	昭和 3.9.10
			中津

鹿児島	△鹿兒島	大正12.7. 1
沖縄	細	二
備考		
全國百九市中	都市計畫法適用都市	九十七市
同	未適用都市	十二市
市街地建築物法の適用せらるるもの		九十七市九町

## 二、市街地建築物法市域外適用區域一覽

都市名	市域外適用區域	適用年月日
東京	品川町、大崎町、大井町、目黒町、中野町、大久保町、戸塚町、 綾橋町、代々橋町、千駄ヶ谷町、澁谷町、落合町、南千住町、三 河島町、日暮里町、瀧野川町、巣鴨町、西巣鴨町、王子町、高田 町、吾嬬町、龜戸町、大島町、砂町、寺島村、隅田村、千住町、 (但し荒川放水路以北を除く) 大森町、入新井町、板橋町、岩瀬町、尾久町、長崎町、志村、小 さ川町、葛西町	大正11.8. 1
	蒲田町、羽田町、六郷町、矢口町、東調布町、池上町、馬込町、 荏原町、碑塚町、駒澤町、世田ヶ谷町、玉川村、松澤町、野方町 和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町、中新井町、上板橋村、下 練馬村、千住町(但し荒川放水路以北)、西新井村、梅島村、綾 瀬村、新宿村、松江町、本田町、龜青村、南綾瀬村、小岩村、金 町、奥戸村	大正12.11. 1
京都	深草町、伏見町、堀内村、花園村	大正13.2. 1
	竹田村、上鳥羽村、吉祥院村、京極村、西院村、太秦村、嵯峨町 の一部(清瀧川左岸以東)、鷹ヶ峰村、大宮村、上賀茂村、松ヶ崎 村、修学院村、山科町	昭和 5.12.15
大阪	吹田町、千里村、庄内村、豊津村、小曾根村、中豊島村、南豊島 村、守口町、巽村、瓜破村、矢田村	大正13.4. 1
	西瀬村、西郷町、六甲村、御影町、住吉町、魚崎町、本山村、本 庄村	大正11.10. 1
神户	名古屋 下之一色町、天白村大字八事、西枇杷島町、庄内村、萩野村 堺 神石村、濱寺町	大正14.12.15 大正15.11. 1
	牛田村、矢賀村、仁保村の一部(猿猴川以西)、三條町、巴斐町の 一部(宇才谷、東、平原、上堤、才崎敷開、中堤、西、田中、横田)	

廣 島	{ 中郷、大歳、土井、影平、高林、大影、濱、石龜、七九、下堤、梅屋、關、一本松、天保、戸島、山崎新聞、古田村の一部(大字古江)、草津町 }	昭和 2・4・15
岐 阜	{ 加納町、本庄村、長良村の一部(大字長良、福光)、厚見村の一部(大字上川手)、北長森村の一部(大字岩戸北一色、野一色) }	昭和 2・5・15
鹿 児 島	中郡宇村の一部(大字中、郡元)	昭和 3・1・15
福 岡	箱崎町	昭和 3・8・15
大 牟 田	三川町	昭和 3・8・15
尼 嵐	小田村、大庄村	昭和 3・10・1
西 宮	{ 今津町、鳴尾村、芝村、大社村(大字柏堂、大字鷺林寺、大字越水字社家郷山、大字廣田字社家郷山、大字越木岩、字北山、同字北山五十二號、同字劍谷、同字土橋五十二號、同字土橋五十三除號をく)、精道村(大字打出字劍谷、大字蘆屋字奥山、同字角石を除く) }	昭和 3・10・1
豊 橋	{ 下地町大字下地、牟呂吉田村大字東豊田、同村大字西豊田の一部(字一本木、牟呂下、汐燒、大溝、新田中島曇、東小向、戻新切高洲、馬見塚、古新切、北小向、南小向、西小向、内田、長松、峰ヶ尻、元下野、東長弦、水神、(森下)、及大字牟呂の一部(字古幡燒、奥山、松島、松島東、松東、古田、角田、細田、扇田、中西、松崎、東里、蒲原、百間、南沙田、北汐田、大塚、五郎七川添、市場、作神、大西、築根、大海津、眞裏口、水神、若宮、内田、燒松、三ツ山、坂津、外神、八王子、一本松、郷社、郷社裏、市道、公文、田成、中村、桶口下、元瀬、行合前、行合、東脇林、見丁塚、南大門、柳原、井の瀬、大師孝、坂下、郷社東、往還東、往還西、奥山新田、神野新田會所前、神野新田八ノ割壹番の壹)高柳村大字福岡、下川村大字牛川 }	昭和 3・10・15
靜 岡	千代田村の一部(巴川及十二艘川以南)	昭和 4・11・1
濱 松	{ 入野村の一部(入野)、富塚村一部(富塚)、曳馬村一部(高林、助信、島の郷、新津、茄子、一色)、蒲村一部(神立將藍名、植松)、芳川村一部(都盛) }	昭和 4・11・1
清 水	曳馬村一部(中澤、上池川、十軒新田一部(金屋前、森西、山下、京田、村西))	昭和 6・2・1
	{ 有度村一部(有度坂、今泉、國道一號南側境界線の以北及同境界線以南四十米の區域)、袖師村、飯田村一部(都市計畫街路二等大路第二類第五號線北側境界線の以南及同境界線以北四十米の區域) }	昭和 5・1・7

富 山	{ 新添町 東岩瀬町及堀川町、山室村、奥田村、豊田村、大廣田村、各一部 }	昭和 5・9・1
和 歌 山	中島村、宮前村、岡町村、和歌浦村、湊村の一部(紀の川左岸一圓)	昭和 5・11・1
一 善	{ 今伊勢村、起町、奥町、大和村の一部(大字馬引、福森、毛受、宮地、花池、苅安賀、妙興寺) }	昭和 5・11・1
岡 嶺	{ 岩津町の一部(大字大門、大樹寺、鴨田、百々、井の口、藪田、上里、東藏前(青木川以南)西阿知和(青木川以南)) }	昭和 5・11・1
松 江	{ 津田村大字松江分、西津田の一部(字ふけ、小瀬)、川津村大字西川津の一部(字劍崎の内大橋川右岸以南) }	昭和 6・1・1
高 岡	佐野村一部	昭和 6・9・1
津	{ 新町、藤水村一部(大字藤方字若松、八幡田、上八木田、山の越、淨安夏、八ヶ坪、大字垂水字入江、中境の全部及大字垂水字丸山、鳳ヶ坪、門田ノ一部(鐵道線路以東)) }	昭和 6・11・1
鳥 取	{ 面影村大字大糠の一部(袋川以西新袋川以北)、同大字新の一部(新袋川以北)、美保村大字吉成、富安の各一部(新袋川以北)、同大字古市の一部(新袋川以北新千代川以東) }	昭和 6・11・1

### 三、都市計畫區域內市町村一覽

#### 東京都市計畫區域

市 部 東京市

近 郊 品川町、大久保町、岩瀬町、王子町、砂町、浅橋町、中野町、南千住町、西巢町、大島町、目黒町、溢谷町、板橋町、瀧野川町、龜戸町、大崎町、千駄ヶ谷町、三河島町、尾久町、隅田町、入新井町、代々幡町、日暮里町、寺島町、吾妻町、大井町、落合町、高田町、小松川町、大森町、戸塚町、巢鴨町、長崎町、千住町

外 郊 蒲田町、羽田町、矢口町、東調布町、池上町、馬込町、荏原町、碑塙町、駒澤町、世田ヶ谷町、玉川村、松澤村、野方町、和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町、砧村、千歳村、中新井村、志村、上練馬村、赤塚村、上板橋村、下練馬村、新宿町、松江町、瑞江村、葛西村、龜本村、本田町、龜青村、南綾瀬村、篠崎村、小岩村、金町、水元村、奥戸町、西新井村、江北村、舍人村、淵江村、梅島村、東淵江村、花畠村、伊興村、綾瀬村、六郷村、石神井村、大泉村

#### 京都都市計畫區域

市 部 舊京都市

近 郊 舊東九條村、舊田中村、舊白川村、舊野口村、舊下鴨村、舊鞍馬口村、舊衣笠村、舊朱雀野村、舊大内村、舊七條村、舊柳原町

**外 郊** 吉祥院村、下鳥羽村、深草村、竹田村、伏見町、堀内村、向島村一部、横大路村、納所村、修学院村、松ヶ崎村、上加茂村、大宮村、鷹ヶ峯村、花園村、太奏村、嵯峨村一部、海津村、京極村、西院村、桂村、川岡村、松尾村、梅ヶ畠村一部、向日町、久世村、久我村、羽東師村、淀村、新神足村、大山崎村、淀町、美豆村一部、御牧村一部、八幡町一部、上鳥羽村  
 (昭和四年五月一日伏見町を廢し其區域を以て伏見市を置く)  
 (昭和六年四月一日伏見市を廢し其區域を京都市に編入)  
 (昭和六年四月一日左記町村を廢し其區域を京都市に編入す修学院村、松ヶ崎村、上賀茂村、大宮村、鷹峰村、花園村、太奏村、西院村、梅ヶ畠村、嵯峨町梅津村、京極村、松尾村、桂村、川岡村、吉祥院村、上鳥羽村、竹田村、深草町、堀内村、下鳥羽村、横大路村、納所村、向島村、山科町、醍醐村)

**大阪都市計畫區域**

**市 部** 大阪市  
**近 郊** 傳法町、鶯洲町、中津町、豐崎町、粉濱町、玉出町、津守村、今宮村、稗島村、福村、千船町、川北村、天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、城東村、鰐江町、復並村、城北村、住吉村、敷津村  
**外 郊** 西中島町、豐里村、大道村、中島村、新庄村、北中島村、神津村、歌島村、神路村、小路村、榎本村、古市村、清水村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、墨江村、安立町、巽村、矢田村、瓜破村、吹田町、千里村、庄内村、南豐島村、小曾根村、豊津村、中豐島村、守口町  
 (大正十四年四月一日東成郡及西成郡の各町村を大阪市に編入)

**横濱都市計畫區域**

**市 部** 横濱市  
**外 郊** 川崎町、御幸村、大師河原村、田島村、町田村、鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、大岡川村、屏風浦村、日下村  
 (大正十二年四月一日町田村を潮田村と改稱、同十三年七月一日川崎町、御幸村、大師町(大正十一年大師河原村を大師町と改稱)を廢し川崎市を置く同十四年四月一日潮田町を廢し其區域を鶴見町に編入す昭和二年四月一日田島町を廢し其區域を川崎市に編入す同二年四月一日旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、大岡川村、屏風浦村、日下村、鶴見町及都市計畫區域外西谷村を廢し其區域を横濱市に編入)

**神戸都市計畫區域**

**市 部** 神戸市より舊須磨町を除きたる部分  
**近 郊** 舊須磨町、西灘村、西郷村、六甲村、御影町、住吉村、魚崎町、本山村、本庄村、山田村の一部  
 (昭和四年四月一日西灘村、西郷町、六甲村を廢し其區域(六甲村一部は御影町に)を神戸市に編入)

**名古屋都市計畫區域**

**市部及** 舊名古屋市  
**近 郊** 舊常盤村、舊中村、舊愛知村、舊八幡村、舊荒子村、舊小碓村、舊呼綾村、舊笠寺村、舊御器所村、舊千種村、舊東山村、舊枇杷島村、舊金城村、舊杉村、舊清水村、舊六郷村、下の一色町、天白村大字八事、庄内村、萩野村、西枇杷島町

**岐阜都市計畫區域**

**市街地** 岐阜市  
**近 郊** 加納町、本庄村、厚見村、北長森村、長良村  
**外 郊** 南長森村、三里村  
 (昭和六年四月一日日本莊村及都市計畫區域外日野村を廢し其區域を岐阜市に編入)

**岡山都市計畫區域**

**市街地** 舊岡山市  
**近 郊** 舊鹿田村、舊石井村、舊伊島村、舊御野村一部、宇野村  
**外 郊** 福濱村、平井村、操陽村、三幡村、甲浦村一部  
 (昭和六年四月一日福濱村、宇野村及平井村を廢し其區を岡山市に編入)

**豊橋都市計畫區域**

**市街地** 豊橋市一部  
**近 郊** 豊橋市殘部、下地町、半呂吉田村、高師村大字福岡、同磯邊、同高師の一部(梅田川以北)、同大崎の一部(梅田川以北)、二川町大字大岩の一部(梅田川以北)、同二川の一部(梅田川以北)、下川村大字牛川

**廣島都市計畫區域**

**市 部** 廣島市  
**郡 部** 牛田村、矢賀村、仁保村一部(猿猴川以西)、三篠町、己斐町、古田村、草津町  
 (昭和四年四月一日仁保村、矢賀村、牛田村、三篠町、己斐町、古田村、草津町を廢し其區域を廣島市に編入)

**下關都市計畫區域**

**市街地** 下關市  
**近 郊** 彦島町、長府町  
**外 郊** 川中村、勝山村、安岡村

**尼ヶ崎都市計畫區域**

**市 部** 尼崎市  
**都 部** 小田村、大庄村、園田村、立花村、武庫村

**堺都市計畫區域**

市街地 舊堺市  
 郊外地 舊向井町、舊湊町、舳松村、三寶村、神石村、濱寺町  
 (大正十四年十月一日舳松村を廢し其區域を堺市に編入)  
 (大正十五年九月十五日三寶村を廢し其區域を堺市に編入)

**吳都市計畫區域**

市部 吳市  
 郡部 吉浦町、警固屋町、阿賀町、廣村  
 (昭和三年四月一日吉浦町、警固屋町、阿賀町を廢し其區域を吳市に編入)

**仙臺都市計畫區域**

市街地 現市內中樞部  
 近郊 現市內中樞部の周圍部  
 外郊 原町、長町、七鄉村大字南小泉、同蒲町  
 (昭和三年四月一日、長町、原町及七鄉村大字南小泉の一部を廢し仙臺市に編入)  
 (昭和六年四月一日都市計畫區域外七北田村の一部、荒巻及北根を仙臺市に編入)

**新潟都市計畫區域**

市街地 西新潟  
 近郊 東新潟、坂井輪村大字青山、同平島、同小針、同市左衛門、同寺尾、同坂井字村下、同小新字長田、字居村、同白島、同島田、同大通  
 外郊 鳥屋野村、石山村、大形村、内野村大字五十嵐濱字下谷内、字川下の一部(甲亥、甲戌、甲酉、甲未、甲申、甲午、甲巳、甲寅、甲丑、甲卯、甲辰)黒崎村大字寺地、大字立佛、曾野、木村大字合子ヶ作、松ヶ崎濱村の一部(阿賀野川左岸一圓)

**福岡都市計畫區域**

市街地 舊福岡市、舊住吉町、舊警固屋町、舊豐島村、千代町  
 近郊 舊西新町、舊鳥飼村、堅粕町、箱崎町、姪ノ濱町  
 外郊 席田町、八幡村、三宅村、多々良村、日佐村、那珂村、原村  
 (大正十五年四月一日八幡村を廢し其區域を福岡市に編入)  
 (昭和三年四月一日堅粕町を廢し其區域を福岡市に編入)  
 (昭和三年五月一日千代町を廢し其區域を福岡市に編入)  
 (昭和四年四月一日原村及都市計畫區域外樋井川村を廢し其區域を福岡市に編入)

**大牟田都市計畫區域**

市街地 大牟田市  
 近郊 三川町、三池町、駒馬村、銀水村の一部  
 外郊 玉川村、銀水村の殘部  
 (昭和四年四月一日三川町を廢し其區域を大牟田市に編入)

**金澤都市計畫區域**

市街地 舊金澤市  
 近郊 舊野村、舊弓取村、崎浦村、富澤村字地黃煎、寺地、圓光寺、伏見新、三馬村、米丸村、戸板村、小坂村字卯辰、山上、談議所、神宮寺、大衆免、淺野、乙丸、淺野中島

**濱松都市計畫區域**

市街地 市内中樞部  
 近郊 市内中樞部を除きたる自餘の濱松市  
 外郊 駒馬村、蒲村、白脇村、可美村、入野村、富塚村、飯田村の一部(天龍川中洲を除きたる同川右岸一圓)、芳川村の一部(天龍川中洲を除きたる同川右岸一圓)

**靜岡都市計畫區域**

市街地 靜岡市  
 近郊 賤機村大字籠上、同籠上新田、安東村全面積中約三分の一、千代田村大字上足洗、同錢座、豊田村大字袖木、同曲金、同小黑、同有東、同八幡、同南安東、大里村大字見瀬、同石田、同稻川、同馬瀬、同川邊、同中原、同獅勒、同中田、同安部川  
 外郊 大谷村、豊田村殘部、安東村殘部、大里村の一部(大字中島字熊野新田を除く)の殘部、千代田村の一部(巴川及十二艘川以南の土地)の殘部、賤機村の一部(大字籠上、籠上新田、松富字松富下組、傳馬町新田の内字御林上以北を除いたる部分)の殘部  
 (昭和四年三月一日安東村及大里村を廢し其區域を靜岡市に編入)

**鹿兒島都市計畫區域**

市部 鹿兒島市より下伊敷及永吉を除いたる部分  
 郡部 吉野村大字坂下、大字下田、大字吉野内小字雀ヶ宮、小字實方、小字帶迫、伊敷村大字下伊敷、大字上伊敷、大字小野、西武田村大字武、大字田上、中郡字村及市部より除いたる部分

**熊本都市計畫區域**

市街地 舊熊本市  
 近郊 舊古町村、舊本山村、舊大江村、舊黑髮村、舊橫守村、舊春日村  
 外郊 舊春竹村、舊池田村、舊花園村、舊馬崎村、濱水村大字室園、打越、津浦、高平、松崎、萬石、龜井、山室、出水村、健軍村大字神水、健軍字中原、西原、

寺後、江津原、東明見、西明見、薬師堂、中割、長田、苗代津、島本、中島、陣内、村北、村下、川東、出口、二方塚、穴無田、南穴無田、畫圖村、大字江津、下江津、上無田、日吉村大字安、十禪寺、白坪村、  
 (昭和六年六月一日白坪村を廢し其區域を熊本市に編入)  
 (大正十四年四月一日出水村を廢し其區域を熊本市に編入)

#### 長崎都市計畫區域

市 部 長崎市  
 郡 部 西浦上村、小柳村、深堀村、土井ノ首村、小ヶ倉村、茂木町、大字本郷名、田上名

#### 清水都市計畫區域

市街地 舊清水町、舊江尻町  
 近 郊 舊辻町、舊入江町  
 外 郊 舊不二見村、舊三保村、飯田村、有度村、袖師村、高部村

#### 高知都市計畫區域

市街地 舊高知市、舊江口町  
 近 郊 舊旭村、舊鴨田村字下島、舊下地町、小高坂村  
 外 郊 田潮江村  
 (昭和二年五月一日小高坂村を廢し其區域を高知市に編入)

#### 一宮都市計畫區域

市 部 一宮市  
 郡 部 大和村、今伊勢村、奥町、起町

#### 富山都市計畫區域

市街地 舊富山市  
 近 郊 舊櫻谷村一部(現富山市牛島町)、堀川村大字大泉、小泉、西田地方、太郎丸、西中野、山室村大字館出、清水、西公文名、奥田村一部  
 外 郊 舊櫻谷村神通川以西、東吳羽村、神明村、堀川村大字布瀬今泉、根塚、大町、山室村大字石金、西長江、長江、中市、公文名、山室、新庄町、奥田村殘部、廣田村大字鍋田、中富居、上富居、赤江、下赤江、豐田村、大字栗島字市田開  
 (大正十五年七月一日東吳羽村を廢し其區域を富山市に編入)  
 (昭和三年三月二十日豐田村の殘部、大廣田村、東岩瀬町を都市計畫區域に追加す)

#### 高岡都市計畫區域

市 部 高岡市  
 郡 部 佐野村一部(大字木部) 横田村、二上村、能町村、伏木町、新湊町(牧野村内飛地を除く) 牧野村一部(庄川以西)

(昭和三年六月一日横田村及都市計畫區域外西條村を廢し其區域を高岡市に編入)

#### 岡崎都市計畫區域

市 部 岡崎市  
 郡 部 岡崎村、男川村、美合村、岩津村一部(大字東藏前(青木川以南))西阿知和(青木川以南)東阿知和(青木川以南)鴨田、大門、上里、百々、戸田、井ノ口、大樹寺六ヶ美村の一部(大字土井、井内、宮地、上和田、法性寺、收御堂、赤瀬、中ノ郷)  
 (昭和三年九月一日岡崎村、美合村、男川村、及都市計畫區域外常盤村の一部大字箱柳を廢し其區域を岡崎市に編入)

#### 大分都市計畫區域

市 部 大分市  
 郡 部 東大分村、瀧尾村

#### 高松都市計畫區域

市 部 高松市  
 郡 部 木太村、太田村一部(大字福岡上、今里、松郷、伏石) 鶩田村一部(大字萬藏以北)

#### 丸龜都市計畫區域

市 部 丸龜市  
 郡 部 土器村、南村

#### 大垣都市計畫區域

市 部 大垣市  
 郡 部 北杭瀬村、南杭瀬村、安井村、三城村大字三塚、同今宿、中川村大字領家、中川、樂田、貝曾根、中野、林中、林東、赤坂町、宇留生村大字福田、静里村大字靜里、久德、檜  
 (昭和三年四月十五日北杭瀬村を廢し内笠縫、河間、木戸南一色、笠木を大垣市に編入し自餘の部分を赤坂町に編入)

#### 佐世保都市計畫區域

市 部 佐世保市  
 郡 部 日字村、佐世村、大野村、皆瀬村、中里村、山口村の一部(淺子區、高島區を除く)  
 (昭和二年四月一日日字村を廢し其區域を佐世保市に編入)

#### 函館都市計畫區域

市 部 函館市

郡部 錢鮫澤村大字根崎村、湯川村の一部(大字上湯川村字釜場ノ澤、古川端及大字下湯川村字上野、瀧ノ澤以西)龜田村の一部(大字鐵治村字七五郎澤、神川以南、大字神山村字田子尻古川原以西、大字赤川村字水穴、大字龜田村、大字石川村及大字桔梗村字桔梗野畠一二一番より同畠一二五番に至る町村道赤川桔梗線道路中心線及字桔梗野畠八四番より同畠一三一番に至る町村道桔梗大中山線道路中心線より西南一帯)大野村大字一本木及大村字千代田村  
上磯町の一部(大字清川村字中野、中野入口以南、大字中野村、大字上磯村字大工川、沼脇、添山山林七九番の二、同畠七九番の一、同山林三二六番、同宅地八一番の四、同田八一番の三、同畠八一番の一、同田八六番、同畠四六番、同畠四〇七番及大字谷好村字宗山畠三三三番、同畠一一一番の乙、同畠一一一番の丙、同畠一一一番の甲、同畠一一七番の六、字中野、字東仲野山林一〇七番の一、同宅地一〇七番の三、同畠一〇七番の二、同山林一〇七番の四、同田一〇六番の二、同宅地九二番の三、同畠九二番の二、同田九二番の四、柳川、(字東中野田九二番の四地先より下流)以東)

#### 小樽都市計畫區域

市部 小樽市  
郡部 高島町、朝里村大字朝里村、同熊碓村

#### 門司都市計畫區域

市部 門司市  
郡部 東郷村  
(昭和四年十一月一日東郷村を廢し其區域を門司市に編入)

#### 小倉都市計畫區域

市街地 舊小倉市  
近郊 舊板櫃町、企救町一部、足立村  
外郊 企救町殘部  
(昭和二年四月一日足立村を廢し其區域を小倉市に編入)

#### 八幡都市計畫區域

市街地 舊八幡市  
近郊 舊板櫃町、黑崎町  
外郊 上津役村、折尾町大字陣原、同折尾、同則松、同永犬丸  
(大正十五年十一月二日黑崎町を廢し其區域を八幡市に編入)

#### 若松都市計畫區域

市部 若松市  
郡部 島郷村、折尾町一部(大字本城)

#### 長岡都市計畫區域

市街地 舊長岡市  
郊外地 舊四郎丸村、上組村大字左近、溝、曲新町、宮内(太田川左岸を除く)攝田屋(太田川左岸を除く)山通村大字長倉、大町、栖吉村大字中澤、長右衛門、戸左衛門、富曾龜村大字新保、堀金、黒條村大字下條字長兵衛新田、鶴取島、長兵衛島、外新田、六十三、横山、上川西村の一部(信濃川以東)

#### 戸畠都市計畫區域

市部 戸畠市

#### 札幌都市計畫區域

中樞部 市内中樞部  
周囲部 市内中樞部の周囲部  
郡部 豊平町の一部(大字平岸村字中島畠七二四番地先より同原野六八九番の一地先に至る豊平川中島派流以北、大字平岸村畠一五〇番地先より同畠一六九番の甲地先に至る精進川以東、大字平岸村畠一六九番の甲、同二一二番の二四地先より同畠三三四番地先、同山林六八七番の二地先を経て大字月寒村字西通焼山田七二二番の三地先に至る道路中心線及月寒川以北)、白石村の一部(月寒川及逆川以西)札幌村の一部(大字雁來村畠三三三番の甲乙、同畠八一番の一、同畠五〇番同畠九八番地先より大字苗穂村畠三三三番地先に至る道路中心線、同番地先より大字札幌畠六六番の一地先に至る大字札幌村境界、同番地先より同宅地三〇七番地の六地先を経て同宅地三〇七番地の二地先に至る道路中心線及同畠三〇七番の三以前)、琴似村の一部(大字琴似村字新琴似畠一六八番の四地先より大字琴似村惡水路一、八四〇番の二地先)同字新琴似畠一〇三九番地先を経て同畠一、九五六番の四地先に至る道路中心線及大字琴似村畠二四〇番以前、同地先より大字發寒村山林五三二番の二二〇地先に至る發寒川以東並町村道小別澤道路中心割以北)、藻岩村の一部(藻岩國有保林境界)(境界標第九〇號乃至第一四五號)以北)

#### 長野都市計畫區域

市部 舊長野市の半部  
近郊 舊長野市の半部  
外郊 舊花田村、舊古牧村、舊三輪村、舊吉田村、安茂里村、大豆島村

#### 松本都市計畫區域

市街地 舊松本市  
郊外 舊松本村、本郷村

#### 和歌山都市計畫區域

市部 和歌山市  
郡部 中島村、宮村、宮前村、岡町村、和歌浦町、羅賀崎村、羅賀村、湊村一部(紀の川左岸一圓)

(昭和二年四月一日雜賀村を廢し其の區域を和歌山市に編入)  
 (昭和二年十一月一日宮村を廢し其の區域を和歌山市に編入)

### 津都市計畫區域

市 部 津市  
 郡 部 一身田村、栗原村、新町、安東村、神戸村、藤木村

### 沼津都市計畫區域

市 部 沼津市

### 西ノ宮都市計畫區域

市街地 西宮市及芝村  
 近 郊 今津町、精道村、大社村、鳴尾村、瓦木村、甲東村

### 久留米都市計畫區域

市 部 久留米市

### 旭川都市計畫區域

市 部 旭川市  
 郡 部 東鶯栖村の一部(幌加内街道及同起點より東鶯栖村二、〇三三番地先に至る道路中心線以西)、永山村の一部(永山村九六六番の二地先より同村八九八番の一〇地先に至る道路中心線以西)、東旭川村の一部(東旭川村八三二番の四地先より同村八〇一番の四地先に至る道路中心線以西)、神樂村の一部(字東神樂二四番の四地先より字西神樂畠七〇番地先に至る道路中心線以北)

### 宇都宮都市計畫區域

市 部 宇都宮市  
 郡 部 平石村大字峯、横川村大字平松、大字江曾島の一部(町村道横川村第四〇二號線以北)、委川村大字西川田の一部(上原、黒木橋)大字鶴田、城山村大字駒生の一部(中丸、一の澤)、國本村大字賣木の一部(細谷、西岡、山崎、六軒)、大字戸祭、豊郷村大字大曾、大字竹林、大字今泉新田

### 上田都市計畫區域

市 部 上田市

### 松江都市計畫區域

市 部 松江市  
 郡 部 法吉村、津田村、乃木村、朝酌村一部(大田西尾、大田朝酌一部(朝酌川以南))、川津村一部(大字西川津、大字菅田)  
 (昭和四年一月二十一日郡部を都市計畫區域に追加)

### 四日市都市計畫區域

市 部 四日市市

郡 部 鹽濱村、日永村、常盤村、海藏村、羽津村

(昭和五年一月一日鹽濱村、海藏村を廢し其の區域を四日市市に編入)

### 徳島都市計畫區域

市街地 徳島市より舊川内村一部(吉野川右岸の部分)を除きたる部分  
 郊外地 舊川内村一部、八萬村、加茂名町、加茂村一部(吉野川及鯰喰川右岸)

### 今治都市計畫區域

市 部 今治市  
 郡 部 近見村、日高村、立花村

### 尾道都市計畫區域

市 部 尾道市  
 近 郊 栗原町、吉和村  
 外 郊 向島東村、向島西村

### 八王子都市計畫區域

市 部 八王子市  
 郡 部 由井村(湯殿川以北)横山村(大字散田、同下長房)、淺川町(大字上門田字新地  
 同字中原、同字三田、同字原消、同字原、同字永菅、同字社宮寺、同字竹ノ下  
 同字川原ノ宿)、元八王子村(大字横川)、小官村(大字西中野、同大和田)

### 高崎都市計畫區域

市街地 舊高崎市  
 郊外地 舊塚澤村、舊片岡村、佐野村、六郷村、豐岡村

### 甲府都市計畫區域

市 部 甲府市  
 郡 部 千塚村、大宮村、相川村、里垣村、玉諸村、住吉村、池田村、貢川村、國母村  
 西條村大字清水新居

### 宇都都市計畫區域

市街地 宇都市一部  
 郊外地 宇都市殘部、藤山村

### 姫路都市計畫區域

市 部 姫路市  
 近 郊 飾磨町  
 外 郊 水上村、城南村、高瀬村、高岡村、安室村、津田村、荒川村、手柄村

### 倉敷都市計畫區域

市 部 倉敷市  
 郡 部 帶江村一部(大字二日市、羽島)、菅生村一部(大字子位庄)、中洲村一部(大字

酒津の内高梁川左岸以東一圓)

(昭和五年八月一日都市計畫區域外福田村大字浦田一部を倉敷市に編入)

#### 足利都市計畫區域

市部 足利市

郡部 三重村、山邊村、毛野村一部(大字岩井、勘農、北猿田、山川、常見)

#### 大津都市計畫區域

市街地 大津市、膳所町

郊外地 石山村、滋賀村、阪本村、下阪本村、瀬田町

#### 横須賀都市計畫區域

市部 横須賀市

郡部 田浦町、浦賀町、衣笠村、久里濱村

#### 川崎都市計畫區域

市街地 舊川崎市

近郊 舊大師町、舊御幸村、舊田島町

外郊 中原町、日吉村

#### 福島都市計畫區域

市街地 市內中樞部

近郊 市內周圍部

外郊 渡利村、清水村一部(大字御山、泉、森合), 野田村一部(大字八島田、下野寺以東), 吉井田村一部(大字八木田、方木田), 杉妻村一部(大字太平寺、鳥谷野)、御野目、伏邦、黒岩)

#### 若松都市計畫區域

市部 若松市

郡部 門田村一部(大字黒岩、年貢町、日吉、飯守), 神指村一部(大字南四合、黒川、町北村一部(大字藤室、石堂、上荒久田), 一箕村一部(大字上蠶養、龜賀、八幡八角), 東山村一部(大字石山、湯本)

#### 郡山都市計畫區域

市街地 舊郡山市

近郊 舊小原田村及舊桑野村中樞部

外郊 舊小原田村及舊桑野村周圍部, 永盛村、富久山村一部(大字久保田), 大槻村一部(字荒久、三坦、御前池、御前東、花輪前、花輪、原田北、原田北一號、原田北二號、原田深、原田、原田飛地、原田東、新川向以東)

#### 前橋都市計畫區域

市街地 市內中樞部

近郊 市內周圍部

外郊 東村、元惣社村、總社町、南橘村、桂萱村、上川瀬村、木瀬村之一部(大字天川大島、野中、上大島、上長磯、下長磯、女屋、東上野、小島田)

#### 福井都市計畫區域

市部 福井市

郡部 木田村、和田村、東安居村大字三ツ橋地方、東明里、明里、境、苔谷、水越、飯塚、大瀬、角折、社村大字小山谷、加茂河原、若杉、圓山東村、圓山西村、西藤島村大字田原下、牧ノ島、重藤、福萬、上里、八ツ島、堀ノ宮、三郎丸西堀、三ツ屋

(昭和六年四月一日東安居村大字三ツ橋地方を福井市に編入)

#### 宇治山田都市計畫區域

市部 宇治山田市

郡部 大湊町、神社町、二見町、宮本村、御園村、濱郷村、四郷村

#### 松山都市計畫區域

市部 松山市

郡部 道後湯之町、桑原村

#### 別府都市計畫區域

市部 別府市

郡部 鵜川町、石垣村、朝日村

#### 明石都市計畫區域

市部 明石市

郡部 垂水町、林崎村、伊川谷村一部(大字有瀬、別府、潤和), 玉津村一部(大字高津橋、新方、上池、西河原、森文、吉田)

#### 山形都市計畫區域

市街地 山形市中樞部

郊外地 山形市周圍部、鈴川村、東澤村一部(大字小白川), 滝山村一部(大字前田、平清水)

(昭和六年四月一日東澤村大字小白川を山形市に編入)

#### 鶴岡都市計畫區域

市街地 舊鶴岡町

郊外地 舊稻生村、舊大寶寺村、齋村一部(大字伊勢横内、苗津、八ツ興屋、達賀原、外内島)

#### 水戸都市計畫區域

市部 水戸市

郡部 常磐村、渡里村一部(大字堀字遠下、立原、新田及大字渡里字新田後、前原、

宿屋敷、上曳地、粒尻、八幡下、仲田、ウツキ先、エヅエ及那珂川以南)、河和田村一部(大字中丸、大字赤塚及大字河和田字北赤塚、坏坪、高天原以北)、綠岡村一部(大字見和、大字見川字寺後、植松、西妻、木村、トフザア、長鬼路、寺田以北及大字千波字千波山、官久保、御茶園、臺烟、谷中、ヤナイタ、久保、山玉塚、地藏前以北)、吉田村一部(大字吉田字西組、東組、横宿、同心町仲宿、同心町下宿、東新割、原、宿以北)、酒門村一部(大字酒門字酒門坪、大字谷田)、上大野村一部(大字濱田、大字細谷、大字澁井)、川田村一部(大字枝川)、柳河村一部(大字青柳字上河原、上宿、江向、青田、高田、柳町以南)

### 盛岡都市計畫區域

市街地 舊盛岡市

郊外地 舊米内村、本宮村、中野村、淺岸村一部(大字加賀野大字淺岸第四地割、第五地割、第七地割、第九地割以西、大字新庄、第十四地割、第十五地割以西)、太田村一部(大字下太田)、厨川村一部(大字下厨川第十七地割、第十六地割、第十五地割第十四地割、第二十三地割、第二十四地割、第二十六地割、第二十七地割、第三十二地割、第三十三地割以南)

### 宮崎都市計畫區域

市街地 舊宮崎町

郊外地 舊大淀町、舊大宮村、赤江町、樺村

### 都城都市計畫區域

市 部 都城市

郡 部 五十市村、沖水村一部(大字川東同郡元)

### 岸和田都市計畫區域

市 部 岸和田市

郡 部 春木町、貝塚町、佐野町、南掃守村、八木村、土生郷村、有眞香村、麻生郷村、島村、木島村、山直下村、南近義村、北近義村、北中通村、忠岡村、國府村、大字小田

(昭和六年四月一日麻生郷村、島村、貝塚町、南近義村及北近義村を廢し其區域を以て貝塚町を置く)

### 佐賀都市計畫區域

市 部 佐賀市

郡 部 亘勢村一部(大字高尾、牛島)、北川副村一部(大字木原新郷)、本庄村一部(大字袋、本庄、正里、末次字西八田及末次)、西與賀村一部(大字厘外)、鍋島村一部(大字八戸、八戸溝)、高木瀬村一部(大字高木、東高木字寄人、辻及東高木)、兵庫村一部(大字藤木、淵字下村)

### 鳥取都市計畫區域

市 部 島坂市

郡 部 中ノ郷村、稻葉村一部(大字字垣、岩倉)、宇倍野村一部(大字奥谷、宮下、町尾、應、中郷、安田、面影村一部(大字新雲山、大杙、今在家)、美保村一部(大字吉成、富安、古市)、千代水村、大正村一部(大字古梅、徳尾)

### 秋田都市計畫區域

市 部 秋田市

郡 部 寺内村、土崎港町、廣山田村一部(大字檜山、蛇野、廣面)、外旭川村一部(大字八柳、水口)、旭川村一部(大字泉、保戸野、手形)、新屋町

### 米子都市計畫區域

市 部 米子市

郡 部 車尾村、福生村、福米村、加茂村、住吉村、成實村大字美吉

### 室蘭都市計畫區域

市街地 舊室蘭町

郊外地 舊元室蘭村、舊輪西村、舊千舞鼈村

### 福山都市計畫區域

市 部 福山市

郡 部 川口村、手城村、深津村、吉津村、奈良津村、木之庄村及本庄村、草戸村、水呑村の各一部((蘆田川(目下改修中のもの)左岸以東))

### 津山都市計畫區域

市 部 津山市

郡 部 佐良山村

### 奈良都市計畫區域

市 部 奈良市

郡 部 平城村、都跡村、伏見村、大安寺村、辰市村、明治村、東市村

四、都 市 計 畫 區 域 内 人 口 頻

都 市 名 認可年月日	區 別	全 面 积 (坪)	利 用 面 积 (坪)	大正九年國勢調		大正十四年想像		加 人 口 (千戶)	區 域 村 數	摘 要
				人 口	人 口 坪 數	人 口	人 口 坪 數			
東 京 (大正十一年) (四月二十四日)	市 部	24,758,294	—	2,173,201	11.4	2,473,819	10.0	1,686	—	其後市域變更
	近 郊	38,976,760	—	941,381	41.4	1,948,838	20.0	1,275	—	其後市域變更
	外 郊	105,375,052	—	243,604	432.5	1,921,041	54.8	463	84町村	其後市域變更
京 都 (大正十二年) (五月二日)	市 部	169,090,106	—	3,358,186	50.3	6,343,708	26.7	569	84町村	其後市域變更
	近 郊	9,798,607	7,653,432	大正十一年 67,936,663	20.3	637,786	12.0	1,218	—	其後市域變更
	外 郊	8,336,593	6,126,593	184,906	214.3	706,769	50.0	281	32町村	其後市域變更
大 阪 (大正十二年) (四月二十四日)	市 部	65,993,893	35,338,463	84,129,093	49,188,488	844,869	58.1	1,599,850	29.4	539 6 町村 14 5•14
	近 郊	17,682,624	—	1,252,983	14.1	1,768,262	10.0	2,187	—	其後市域變更
	外 郊	16,043,454	—	404,207	39.8	1,069,584	15.0	1,332	—	其後市域變更
横 濱 (大正十二年) (四月二十四日)	市 部	29,713,350	—	148,918	199.5	935,920	31.75	155	—	其後市域變更
	郊 外	63,439,423	—	1,808,108	35.1	3,773,746	16.81	1,001	55町村	其後市域變更
	全 区 域	11,464,200	11,170,400	422,538	26.4	781,256	14.3	1,034	—	其後市域變更
神 戸 (大正十二年) (四月二十四日)	市 部	36,800,460	31,573,380	126,987	149.2	379,223	83.3	258	—	其後市域變更
	郊 外	48,264,660	42,743,760	549,635	77.8	1,160,439	36.8	408	13町村	其後市域變更
	全 区 域	11,427,000	7,489,000	587,206	12.8	749,900	10.0	3,554	—	其後市域變更
名 古 屋 (大正十二年) (六月十五日)	市 部	28,820,000	12,046,000	99,390	121.2	845,806	14.2	347	8町村 1村 1 部	其後市域變更
	郊 外	40,247,000	19,545,000	686,596	18.5	1,595,706	12.2	1,500	—	其後市域變更
	全 区 域	12,312,516	—	429,997	28.63	820,834	15.0	1,216	—	其後市域變更
福 岡 (大正十二年) (六月十五日)	市 部	36,793,89	—	195,334	188.36	408,501	90.07	123	4町村 1村 1 部	其後市域變更
	郊 外	49,106,415	—	625,331	78.53	1,229,335	39.95	397	—	其後市域變更
	全 区 域	—	—	—	—	—	—	—	—	其後市域變更

都 錄 可 年 月 日	區 別	全 面 积 (坪)	利 用 面 积 (坪)	國勢調		人口 增加 率	容 積 度	收 入 口	地 面 積 度	區 域 內 町 村 數	摘 要
				查 入 口	市 街 地						
岐 阜 (大正十三年) (十二月四日)	市 部	3,034,691	1,936,914	62,713	30.9	3,203	市街地 近郊部 外郊部 前	1,938,914	20	96,945	昭和5
山 陽 (大正十三年) (十二月六日)	市 部	12,585,297	9,646,948	96,535	99.93	3,739	市街地 近郊部 外郊部 前	5,440,346	40	136,008	—
豐 橋 (大正十四年) (一月十八日)	市 部	7,112,000	6,264,000	110,402	56.7	1,112	市街地 近郊部 外郊部 前	2,402,000	20	28,346	昭和37
廣 島 (大正十四年) (一月十六日)	市 部	14,837,000	13,226,000	122,268	108.17	2,038	市街地 近郊部 外郊部 前	5,105,000	40	261,299	7 町 村
下 關 (大正十四年) (二月二日)	市 部	25,668,671	17,544,889	95,918	—	1,732	市街地 近郊部 外郊部 前	5,719,000	80	71,487	5村 1 村 部
尼 嵐 (大正十四年) (二月四日)	市 部	8,258,112	6,690,000	160,510	41.68	1,495	市街地 近郊部 外郊部 前	2,560,500	20	128,025	市街地 及近郊 部
堺	市 部	17,517,816	9,843,000	190,401	51.69	1,729	市街地 近郊部 外郊部 前	4,155,500	40	103,887	昭和36
下 關 (大正十四年) (二月二日)	全 区 域	27,216,206	10,448,992	116,197	89.91	3,596	市街地 近郊部 外郊部 前	5,500,000	—	271,000	1 町 村 3 村 部
尼 嵐 (大正十四年) (二月四日)	全 区 域	14,009,850	12,887,000	78,341	164.49	2,139	市街地 那 部 計	4,370,700	20	104,470	5 町 村
堺	市 部	3,50 (平方町) (平 方 坪)	3,40 (平方町) (平 方 坪)	84,999	24,317	—	市街地 那 部 計	6,426,900	80	294,072	昭和96 5 村
		(2,740,000) (2,660,000)								74,500	大正13 人

都道府県年月日	區別	全面積 (坪)	利用面積 (坪)	國勢調 査人口	人口一人 當坪數	年增加 人	年增加 率	收容營 處區分	利用面積 (坪)	標準 密度	收入 額日	和 額	區域內 町村數	要 點	
(大正十四年) (二月十二日)	全區域	8.24 (平方哩) (6,450,000) 坪	8.00 (平方哩) (6,270,000) 坪	100,043	12,505	2,464	-	郊外地	6.51 平方哩 (5,100,000) 坪	-	162,750	-	-	其後市 城變更	
吳 (大正十四年) (三月三日)	市 部	6,775,835 1,464,100	130,362 5,344,100	11,23 30,80	4,607 4,853	1,697 2,218	44.2 97.5	市 郡 近郊部 外郊部 計	1,464,100 3,880,000 1,045,000 8,300,600	10 20 20 80	164,410 194,000 97,367 103,758	12 12 昭和29 昭和13	4 4 1 2	町 村 一部 一部	其後市 城變更
仙 (大正十四年) (三月十一日)	市 部	5,328,480 15,995,364	4,939,680 13,240,280	118,984 128,632	44.2 97.5	1,697 2,218	2,695 2,850	市 郡 近郊部 外郊部 計	1,045,000 3,894,680 8,300,600	20 40 80	52,250 103,758 253,375	市部 昭和13 昭和49	4 4 1	町 村 一部 一部	其後市 城變更
新 (大正十四年) (三月二十日)	市 部	6,171,000 28,928,600	3,471,000 20,802,700	92,130 110,539	37.7 188.3	2,695 2,850	1,855,500 3,764,700 15,183,000	市 郡 近郊部 外郊部 計	1,855,500 3,764,700 15,183,000	20 80 -	92,750 189,787 376,655	昭和17 昭和39	3 1	村 村 一部 一部	其後市 城變更
福 (大正十四年) (四月廿二日)	市 部	4,867,427 29,433,939	3,666,687 22,420,900	122,995 194,522	29 115	2,695 6,025	3,500 6,025	市 郡 近郊部 外郊部 計	2,865,700 5,182,484 14,372,716	20 40 -	143,285 129,562 452,505	昭和元 昭和39	5	村 村 一部 一部	其後市 城變更
大 (大正十四年) (四月廿二日)	市 部	2,473,360 22,009,355	2,246,014 13,926,870	64,317 121,113	35 115	4,274 6,125	2,246,014 7,176,985 4,503,891	市 郡 近郊部 外郊部 計	2,246,014 7,176,985 4,503,891	20 40 -	112,300 179,424 348,022	市街地 昭和22	1	町 村 一部 一部	其後市 城變更
金 (大正十四年) (五月廿九日)	市 部	5,758,189 14,013,188	4,752,205 11,823,804	136,792 146,684	34.7 80.6	4,274 4,637	2,752,400 9,071,404	市 郡 近郊部 外郊部 計	2,752,400 9,071,404	20 40	137,620 226,785 364,405	市街地 大正2 昭和43	5 4 2	町 村 一部 一部	其後市 城變更

濱 (大正十四年) (六月廿二日)	市 部	4,393,000 22,425,000	3,927,000 18,885,000	72,258 101,014	54.34 186.95	3,661 4,112	市 街 地 近郊部 外郊部 計	1,004,411 2,922,589 14,958,000	20 40 80	50,220 73,065 186,975	昭和7 昭和45	6	村 一部	其後市 城變更
靜 (大正十四年) (九月十五日)	市 部	1,891,000 15,218,000	1,537,000 11,362,000	74,093 105,054	20.7 108.2	1,870 2,499	市 街 地 近郊部 外郊部 計	1,537,000 3,381,966 6,443,343	20 40 80	76,850 80,538	市部 大正2	3	村 一部	其後市 城變更
鹿 (大正十四年) (十月六日)	市 部	4,112,790 18,714,343	3,221,988 8,451,279	103,180 126,800	32.2 66.5	3,078 3,541	市 街 地 近郊部 外郊部 計	3,221,988 5,209,291	20 40	161,098 130,232	大正15 昭和42	3	村 一部	其後市 城變更
鹿 (大正十四年) (十一月卅日)	市 部	11,357,690 15,809,031	8,472,425 12,249,259	129,584 140,598	65.3 87.1	1,244 3,348	市 街 地 近郊部 外郊部 計	1,507,467 2,933,203 7,808,589	20 40 80	75,373 73,350 97,607	大正14 昭和15 昭和40	1	村 一部	其後市 城變更
長 (大正十四年) (十二月廿日)	市 部	11,698,989 29,234,697	8,856,767 7,241,853	176,534 193,890	21.8 36.4	8,713 8,891	市 街 地 近郊部 外郊部 計	3,856,767 3,385,086	20 40	321,397 84,627 406,024	昭和12 昭和19	5	村 一部	其後市 城變更
長 (大正十五年) (一月廿一日)	市 部	7,207,000 16,925,000	4,800,000 9,965,000	37,106 54,006	129.4 184.5	1,174	市 街 地 近郊部 外郊部 計	53,600 962,000 8,467,000	20 40 80	23,800 24,050 105,837	昭和13 昭和28 昭和82	4	村	其後市 城變更
高 (大正十五年) (二月廿一日)	市 部	5,090,000 9,266,000	2,370,000 4,732,000	58,109 73,732	40.79 151.2	1,174	市 街 地 近郊部 外郊部 計	1,588,000 1,814,000 1,335,000	20 40 80	79,400 45,350 16,625	昭和24 昭和35 昭和35	1	村	其後市 城變更
高 (大正十五年) (三月二日)	市 部	2,460,005 11,121,458	2,460,005 10,621,458	21,263 55,041	90 193	899 1,042	市 街 地 近郊部 外郊部 計	2,460,005 8,161,458	40 80	61,500 102,018 163,518	昭和33 利昭99	4	町 村	其後市 城變更

都 市 名 可年月	區 別	企 業 (単)	利 用 面 (坪)	國 勢 調 査 入 口	人口 人 口	年 增 加 率	收 容 度 高 低 分	利 用 面 積 (坪)	標 准 度	收 入 口	容 率 口	他 年 度	區 町 村 内 概 要
富山 (大正十五年) (四月十二日)全區域	市 部	2,361,829	2,017,170	61,812	32,6	市街地 1,843 郊外部 計	1,349,029	20	67,452	大正13			
高岡 (大正十五年) (四月十二日)全區域	市 部	2,529,888	2,518,101	39,932	63	452 市 部 郊 計	1,687,797 7,595,957	40	41,935		4 口	4 口	其後市 城變更
岡崎 (大正十五年) (四月十二日)全區域	市 部	11,197,311	8,827,858	77,443	114	908 市 部 郊 計	2,518,101 6,309,557	49	62,953	昭和46	4 口	4 口	其後市 城變更
岡崎 (大正十五年) (四月十二日)全區域	市 部	5,952,000	3,907,000	38,527	102,3	1,110 市 部 郊 計	3,937,000	40	97,675	昭和49	4 口	4 口	其後市 城變更
大分 (大正十五年) (四月三十日)全區域	市 部	6,484,823	4,783,281	43,150	110,85	1,709 市 部 郊 計	3,937,000	80	192,700	昭和77	3 口	3 口	其後市 城變更
高松 (大正十五年) (五月十九日)全區域	市 部	12,740,761	8,181,566	52,569	155,63	1,863 市 部 郊 計	4,783,281 3,398,285	40	29,582	昭和36	2 口	2 口	其後市 城變更
丸亀 (大正十五年) (五月十九日)全區域	市 部	3,184,000	2,944,000	62,045	77,4	1,001 市 部 郊 計	2,944,000	40	162,030	昭和54	2 口	2 口	
龜岡 (大正十五年) (五月十九日)全區域	市 部	6,547,000	5,857,000	68,788	58,2	1,084 市 部 郊 計	2,913,000	80	73,600	昭和7	1 口	1 口	
大垣 (大正十五年) (五月廿一日)全區域	市 部	3,365,760	2,730,000	大正14年 27,971	102,1	828 市 部 郊 計	2,730,000	40	68,250	昭和50	2 口	2 口	
佐世保 (大正十五年) (六月十四日)全區域	市 部	5,216,500	2,072,586	95,385	152,8	945 市 部 郊 計	2,266,480	80	28,331	昭和58	2 口	2 口	
函館 (大正十五年) (七月六日)全區域	市 部	31,000,501	11,530,953	130,468	88,4	4,790 市 部 郊 計	9,458,367	40	96,581	昭和44	1 口	1 口	其後市 城變更
小樽 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	16,709,856	4,518,395	144,749	31,3	5,181 市 部 郊 計	4,528,395 19,398,930	20	226,420	昭和11	5 口	5 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	8,267,703	2,564,141	102,648	25,0	7,019 市街地 郊外部 計	2,710,036 2,356,783	20	103,424	昭和30	2 口	2 口	其後市 城變更
若松(C瀬戸内) (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	4,198,966	2,068,495	49,336	41,9	1,578 市 部 郊 計	2,068,495 12,550,583	20	103,424	昭和30	1 口	1 口	其後市 城變更
長岡 (大正十五年) (十月廿一日)全區域	市 部	4,771,937	3,858,992	45,256	85,3	536 市街地 郊外部 計	2,013,742 4,961,000	40	50,344	昭和12	1 口	1 口	其後市 城變更
新潟 (大正十五年) (十一月廿四日)全區域	市 部	8,492,687	6,974,742	50,349	133,8	620 市 部 郊 計	3,175,000 3,892,200	20	110,948	昭和26	6 口	6 口	其後市 城變更
札幌 (大正十五年) (十一月廿二日)全區域	市 部	2,750,000	2,218,968	37,748	58,8	2,861 市 部 郊 計	2,218,968 7,333	—	—	昭和26	5 口	5 口	其後市 城變更
長野 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	9,000,000	7,020,000	7,067,200	102,580	68,89 市街地 郊外部 計	3,175,000 3,892,200	20	158,750	昭和17	2 口	2 口	
長野 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	9,630,000	9,630,000	65,019	148,1	122,84 市街地 郊外部 計	585,000 8,460,000	20	29,250	昭和37	1 口	1 口	

小樽 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	17,168,000	4,795,371	108,113	44,36	2,769 市 部 郊 計	4,795,371	20	239,769	昭和43	1 口	1 口	其後市 城變更
門司 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	39,504,000	8,491,371	116,433	172,93	2,659 市 部 郊 計	3,696,000	40	92,400	昭和68	1 口	1 口	其後市 城變更
小倉 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	7,348,512	3,206,440	85,599	37,6	1,956 市 部 郊 計	3,206,440	20	160,322	昭和34	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	11,633,455	5,215,524	88,989	58,8	1,969 市街地 郊外部 計	2,009,084	80	25,113	昭和44	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	6,827,607	4,223,313	48,972	86,2	54 市街地 郊外部 計	8,001,155	40	33,937	大正9	2 口	2 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	16,709,856	10,982,747	81,210	135,0	1,196 市街地 郊外部 計	2,356,783	80	200,029	昭和147	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	19,917,592	10,539,427	119,370	88,0	7,640 市街地 郊外部 計	2,710,036 5,929,381	20	103,551	市街地 大正10	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	18,301,488	14,659,078	60,109	234,9	1,689 市街地 郊外部 計	2,710,036 5,929,381	20	62,712	昭和114	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	19,917,592	10,539,427	119,370	88,0	7,640 市街地 郊外部 計	2,710,036 5,929,381	20	240,386	昭和114	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	4,198,966	2,068,495	49,336	41,9	1,578 市 部 郊 計	2,068,495	20	103,424	昭和30	2 口	2 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	4,771,937	3,858,992	45,256	85,3	536 市街地 郊外部 計	2,013,742	40	62,712	昭和11	1 口	1 口	其後市 城變更
八戸 (大正十五年) (七月十六日)全區域	市 部	8,492,687	6,974,742	50,349	133,8	620 市 部 郊 計	4,961,000	80	112,357	昭和95	6 口	6 口	其後市 城變更
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	2,750,000	2,218,968	37,748	58,8	2,861 市 部 郊 計	2,218,968	—	—	昭和26	5 口	5 口	其後市 城變更
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	7,320,200	7,067,200	102,580	68,89	7,014 市街地 郊外部 計	3,175,000	20	158,750	昭和17	2 口	2 口	
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	31,592,200	27,434,200	119,807	228,99	7,333 市 部 郊 計	3,892,200 27,434,200	20	97,305	昭和26	5 口	5 口	
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	9,000,000	7,020,000	57,702	122,84	169 市街地 郊外部 計	585,000	20	29,250	昭和37	1 口	1 口	
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	9,630,000	9,630,000	65,019	148,1	326 市街地 郊外部 計	8,460,000	20	105,750	昭和49	1 口	1 口	
札幌 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	14,250,000	9,630,000	65,019	148,1	326 市街地 郊外部 計	143,625	—	143,625	昭和55	2 口	2 口	

都 市 名 稱 可 用 月 日	區 別 (部)	全 面 積 (坪)	利 用 面 積 (坪)	國 勢 調 查 人 口	人 口 一 人 當 評 數	車 輛 加 人 口	收 容 客 人 數	市 街 地 面 積 (坪)	利 用 面 積 (坪)	櫻 櫻 密 度	收 入 額	營 業 額	區 域 內 村 數	區 域 和 城 市 村 數
松 (昭和二年) (一月二十日)全區域	市 部	5,815,750	5,016,146	53,527	93.71	1,462	市街地 郊外地 計	2,901,157	40	72,525	昭和11		1 村	
和 (昭和二年) (二月十四日)全區域	市 部	17,220,000	6,616,143	59,127	111.89	1,598	市街地 郊外地 計	3,714,937	80	46,437	昭和11			
歌 (昭和二年) (三月廿四日)全區域	市 部	2,277,230	1,960,110	大正14年 95,622	20.9	2,181	市 部 郊 外 地 計	1,960,110	20	93,025	昭和2			
津 (昭和二年) (三月八日)全區域	市 部	8,359,240	6,931,670	142,048	48.8	3,458	市 部 郊 外 地 計	4,971,560	40	124,286	昭和23	7町村 其後市變更		
沼 (昭和二年) (六月十三日)全區域	市 部	3,368,400	2,666,000	47,741	55.84	947	市 部 郊 外 地 計	2,666,000	40	66,650	昭和15			
西 (昭和二年) (十二月九日)全區域	市 部	14,382,000	11,220,600	64,789	173.17	950	市 部 郊 外 地 計	8,554,600	—	173,532	昭和110	6町村		
久 (昭和三年) (四月六日)全區域	市 部	3,900,000	2,815,000	大正14年 38,042	74	1,220	市 部 郊 外 地 計	2,815,000	40	70,375	昭和27			
旭 (昭和三年) (四月廿八日)全區域	市 部	3,900,000	2,815,000	38,042	74	1,220	市 部 郊 外 地 計	—	—	70,375	昭和27			
宇 (昭和三年) (五月七日)全區域	市 部	19,222,152	13,488,537	65,502	20.3	2,136	市 街 地 郊 外 地 計	1,649,935	20	82,497	昭和55			
上 (昭和三年) (九月十五日)全區域	市 部	1,546,600	1,546,600	28,428	54.4	1,893	市 部 郊 外 地 計	11,839,634	60	197,327	昭和96	7町村		
尼 (昭和三年) (十月十一日)全區域	市 部	7,250,320	6,711,144	大正14年 72,221	92.2	1,893	市 部 郊 外 地 計	6,711,144	40	167,778	昭和51			
四 (昭和三年) (四月廿九日)全區域	市 部	6,525,406	4,745,606	大正14年 72,341	65.6	2,415	市 部 郊 外 地 計	4,745,606	20	142,368	昭和19			
德 (昭和三年) (十月十二日)全區域	市 部	19,979,426	13,936,406	83,520	166.8	2,653	市 部 郊 外 地 計	9,190,800	40	114,885	昭和57	4町一部		
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	5,441,956	5,208,080	大正14年 76,138	68.8	1,399	市 部 郊 外 地 計	5,208,080	40	130,202	昭和39			
尼 (昭和四年) (三月十一日)全區域	市 部	12,248,993	11,230,961	83,751	134.0	1,620	市 部 郊 外 地 計	6,023,881	—	75,299	昭和75	6町一部		
高 (昭和四年) (九月廿九日)全區域	市 部	5,743,291	3,249,380	29,951	29.952	2,107	市 街 地 郊 外 地 計	2,102,194	40	52,555	昭和22			
八 (昭和四年) (三月十一日)全區域	市 部	6,909,500	4,061,760	48,021	84.6	1,103	市 部 郊 外 地 計	1,147,186	80	14,340	昭和32			
高 (昭和四年) (三月十二日)全區域	市 部	1,133,000	587,610	大正14年 27,740	21.3	238	市 部 郊 外 地 計	587,000	20	46,668	大正14			
高 (昭和四年) (三月十三日)全區域	市 部	11,897,000	6,398,000	59,472	107.6	535	市 部 郊 外 地 計	1,752,000	40	50,987	昭和7			
高 (昭和四年) (三月十四日)全區域	市 部	2,206,829	2,039,470	大正14年 6,622,048	45.1	899	市 部 郊 外 地 計	2,039,470	40	45,668	大正14			
高 (昭和四年) (三月十五日)全區域	市 部	8,357,884	4,363,724	大正14年 55,126	79.0	1,101	市 街 地 郊 外 地 計	1,141,692	25	77,631	昭和4			
高 (昭和四年) (三月十六日)全區域	市 部	13,682,124	9,201,324	65,495	140.5	1,180	市 街 地 郊 外 地 計	8,059,631	—	122,175	昭和41	9村 1町一部		
高 (昭和四年) (四月二日)全區域	市 部	18,429,033	12,102,898	91,956	131.0	2,637	市 部 郊 外 地 計	9,773,983	80	199,806	昭和41	1町一部		
高 (昭和四年) (四月三日)全區域	市 部	9,538,500	4,931,000	大正14年 48,750	101	2,633	市 街 地 郊 外 地 計	1,461,800	20	73,090	昭和36			
高 (昭和四年) (四月十一日)全區域	市 部	11,538,300	5,847,200	52,523	111	2,559	市 街 地 郊 外 地 計	1,461,800	60	146,180	昭和36	1 村		

松 (昭和三年) (十一月二日)全區域	市 部	1,446,336	1,220,447	大正14年 41,356	29.4	774	市 部 郊 外 地 計	1,220,447	25	48,818	昭和10	3村 其後區變更
四 (昭和三年) (十一月一日)全區域	市 部	10,658,636	6,027,847	50,695	119.0	246	市 部 郊 外 地 計	4,807,400	80	60,092	昭和39	2村 其後區變更
四 (昭和三年) (十一月二日)全區域	市 部	2,004,749	1,933,000	大正14年 40,393	47	662	市 部 郊 外 地 計	1,903,000	40	47,575	昭和11	
四 (昭和三年) (十一月三日)全區域	市 部	10,084,089	8,994,890	53,667	159	797	市 街 地 郊 外 地 計	7,091,890	80	88,649	昭和100	5村
四 (昭和三年) (十一月十二日)全區域	市 部	5,905,488	4,763,881	大正14年 84,274	56	772	市 街 地 郊 外 地 計	4,629,785	40	136,224	昭和100	2町一部 1村一部
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	14,129,923	9,237,916	106,189	87	938	市 街 地 郊 外 地 計	4,608,127	80	173,347	昭和41	
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	2,336,800	1,414,800	37,713	37.8	1,070	市 部 郊 外 地 計	1,414,800	30	47,745	昭和41	
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	6,909,500	4,061,760	48,021	84.6	1,103	市 部 郊 外 地 計	2,646,980	80	80,247	昭和29	3村
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	1,133,000	587,610	大正14年 27,740	21.3	238	市 部 郊 外 地 計	587,000	20	29,350	昭和8	
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	11,897,000	6,398,000	59,472	107.6	535	市 部 郊 外 地 計	4,059,000	—	123,888	昭和121	4村
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	2,206,829	2,039,470	大正14年 6,622,048	45.1	899	市 部 郊 外 地 計	2,039,470	40	57,282	昭和48	
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	8,357,884	4,363,724	大正14年 55,126	79.0	1,101	市 街 地 郊 外 地 計	1,141,692	25	103,269	昭和48	5町一部 1村一部
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	13,682,124	9,201,324	65,495	140.5	1,180	市 街 地 郊 外 地 計	8,059,631	80	146,413	昭和39	3村
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	18,429,033	12,102,898	91,956	131.0	2,637	市 部 郊 外 地 計	9,773,983	80	122,175	昭和41	9村 1町一部
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	9,538,500	4,931,000	大正14年 48,750	101	2,633	市 街 地 郊 外 地 計	1,461,800	20	73,090	昭和36	
今 (昭和四年) (二月五日)全區域	市 部	11,538,300	5,847,200	52,523	111	2,559	市 街 地 郊 外 地 計	1,461,800	60	146,180	昭和36	1 村

都 市 計 略 概 述

都 市		區 別		全 面 積 (坪)		利 用 面 積 (坪)		國勢調 查人 口		人 口 每 人 年 消 費		收 資 密 度 分 類		標 準 容 量		施 年 度		區 域		內 摘	
區	日	市	部	市	部	市	部	大正14年 55,713	38.4	1,343	市 部	2,137,000	30	71,233	昭和12	9 各村	其後市 城 壓				
姬 (昭和四年 (五月廿一日))	路	市	部	市	部	16,619,000	2,137,000	11,667,000	55,713	2,450	近郊部 外 郊	1,707,000	40	42,675	昭和12	9 各村	其後市 城 壓				
貪 (昭和四年 (五月廿一日))	販	市	部	市	部	5,505,406	5,130,809	6,262,109	27,759	185	市 部	7,822,000	—	97,788	昭和45	9 各村	其後市 城 壓				
足 (昭和四年 (六月六日))	利	市	部	市	部	7,327,906	1,875,330	1,875,330	31,757	197	市 部	5,130,809	60	85,513	昭和69	3 村一部	其後市 城 壓				
大 (昭和四年 (六月六日))	津	市	部	市	部	2,668,645	5,656,930	1,003,110	39,401	47.6	市 部	1,131,300	80	14,141	昭和45	3 村一部	其後市 城 壓				
橫 (昭和四年 (六月八日))	須 賀	市	部	市	部	8,039,245	62,890	9,423,910	33,779	101.7	市 部	3,781,600	—	99,654	昭和79	1 村一部	其後市 城 壓				
川 (昭和四年 (六月八日))	崎	市	部	市	部	28,505,338	2,123,179	9,038,520	96,351	22	市 街 地	1,875,330	40	46,883	昭和9	2 村一部	其後市 城 壓				
皆 (昭和四年 (六月八日))	松	市	部	市	部	3,348,000	7,868,124	144,585	144,585	54	市 街 地	3,781,600	—	94,153	昭和31	6 各村	其後市 城 壓				
福 (昭和四年 (七月十八日))	島	市	部	市	部	9,096,410	7,664,464	13,789,230	74,702	103	市 街 地	5,744,945	20	106,159	昭和7	6 各村	其後市 城 壓				
皆 (昭和四年 (七月十八日))	松	市	部	市	部	15,614,370	2,044,837	41,379	41,379	4,581	市 街 地	931,000	20	95,749	昭和26	4 各村	其後市 城 壓				
皆 (昭和四年 (七月十八日))	松	市	部	市	部	2,547,260	6,784,482	54,003	41,952	49	市 街 地	6,733,464	60	201,908	昭和33	2 村一部	其後市 城 壓				
皆 (昭和四年 (七月十八日))	松	市	部	市	部	12,454,926	1,516,644	1,634,424	41,952	126	市 街 地	6,124,766	—	291,445	昭和45	1 村一部	其後市 城 壓				
皆 (昭和四年 (七月十八日))	松	市	部	市	部	13,606,308	6,729,566	6,729,566	53,372	126	市 街 地	4,739,595	—	132,362	昭和60	4 村一部	其後市 城 壓				

都 郡	山 邑	山 邑	市 部	6,073,670	5,694,005	大正14年 42,984	132	1,128	市 街地 近郊地 外計	1,688,134	20	84,407	市 部	1 村	其後市 域變更
都 郡	山 邑	山 邑	市 部	11,341,901	10,643,942	大正14年 3,688	221	2,260	市 街地 近郊地 外計	1,333,957	40	33,299	市 部	2 村 1 部	
前 (昭和四年)	橋 (昭和四年)	前 (昭和四年)	市 部	3,588,000	3,346,000	大正14年 19,677,000	47	2,400	市 街地 近郊地 外計	1,673,000	20	83,650	市 部	6 町村	
福 (昭和四年)	非 (昭和四年)	福 (昭和四年)	市 部	20,875,000	19,677,000	大正14年 59,943	180	2,795	市 街地 近郊地 外計	1,673,000	40	41,955	市 部	1 村	其後市 域變更
宇 (昭和四年)	治 (昭和四年)	宇 (昭和四年)	市 部	1,345,200	1,255,200	大正14年 10,542,000	20,9	860	市 街地 近郊地 外計	1,255,200	20	62,760	昭和 4	4 村	
松 (昭和四年)	別 (昭和五年)	松 (昭和五年)	市 部	18,664,000	2,260,000	大正14年 44,802	50,2	301	市 街地 近郊地 外計	2,260,000	40	56,502	昭和 39	7 町村	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	41,409,000	10,738,000	大正14年 69,982	137	1,249	市 街地 近郊地 外計	9,283,800	60	105,975	昭和 215	3 村 1 部	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	5,528,000	4,757,500	大正14年 53,292	59	1,565	市 街地 近郊地 外計	4,757,500	40	118,937	昭和 39		
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	9,526,300	6,780,100	大正14年 37,59	103	1,620	市 街地 近郊地 外計	2,02,600	80	144,219	昭和 49	2 町村	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	6,816,581	1,749,897	大正14年 50,190	46,6	1,859	市 街地 近郊地 外計	1,749,897	30	58,330	昭和 2	3 町村	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	30,616,833	9,085,079	大正14年 37,244	181,0	2,165	市 街地 近郊地 外計	7,355,182	80	150,020	昭和 46		
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	2,343,200	2,179,800	大正14年 60,200	59,0	978	市 街地 近郊地 外計	2,179,800	40	54,495	昭和 18	2 村	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	17,878,950	10,795,950	大正14年 55,994	179,0	1,395	市 街地 近郊地 外計	8,617,130	80	107,714	昭和 73	2 村 1 部	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	5,755,400	5,530,900	大正14年 65,636	98,8	1,716	市 街地 近郊地 外計	1,991,000	30	66,367	市 部	1 村	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	10,950,600	7,996,100	大正14年 31,830	122,0	1,841	市 街地 近郊地 外計	6,005,100	80	75,084	昭和 41	2 村 1 部	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	5,105,000	4,586,900	大正14年 5,691,900	144,0	452	市 街地 近郊地 外計	1,921,900	30	30,730	市 部	其後市 域變更	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部	6,415,000	33,449	170,0	490			4,770,000	80	59,625	昭和 99	1 村 1 部	
山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	山 (昭和五年)	市 部									90,355	昭和 116		

都 市 名		年 月 日		區 別		全 面 銀 (単)		利 川 金 (単)		國勢調 査人 11		人口 14		國勢調 査人 11		利 川 金 (単)		標地 緯度		區 城 内 町 村		概 要	
水 田	市 部	昭 和 五 年 (三月廿四日)	全 區 域	11,234,349	10,516,474	2,012,000	1,922,000	大正 14	46,527	41.0	862	市 部	1,274	54,914	昭和 10	35	1 村	一 部	1 村	一 部			
盛 開	市 部	昭 和 五 年 (四月十日)	全 區 域	15,700,000	4,441,600	火正 14	53,511	61,218	170.0	83.0	1,514	市街地 郊外	2,092,600	122,778	昭和 92	70	3 村	一 部	3 村	一 部			
宮 島	市 部	昭 和 五 年 (四月十日)	全 區 域	23,774,000	10,712,640	大正 14	62,945	62,783	171.0	209.1	1,796	市街地 郊外	8,683,040	108,538	昭和 12	—	2 村	一 部	2 村	一 部			
都 城	市 部	昭 和 五 年 (四月十日)	全 區 域	13,741,882	8,979,502	大正 14	42,945	42,945	—	—	—	市街地 郊外	1,925,658	176,191	昭和 33	15,150,580	80	1 村	一 部	1 村	一 部		
堺 和 田	市 部	昭 和 五 年 (四月十五日)	全 區 域	26,462,268	17,076,238	大正 14	55,108	55,108	309.9	1,598	—	市街地 郊外	253,570	189,382	昭和 40	—	2 村	一 部	2 村	一 部			
岸 田	市 部	昭 和 五 年 (四月十五日)	全 區 域	5,749,366	5,586,142	大正 14	30,421	184.0	889	889	1,244	市 部	5,596,142	93,269	昭和 71	60	1 村	一 部	1 村	一 部			
佐 賀	市 部	昭 和 五 年 (四月十五日)	全 區 域	18,097,044	17,155,611	45,635	376.0	45,635	376.0	3,859	1,104	市 部	11,559,466	144,493	昭和 71	—	1 村	一 部	1 村	一 部			
佐 久	市 部	昭 和 五 年 (四月十五日)	全 區 域	1,247,900	1,175,500	大正 14	32,050	1,175,500	33.7	910	953	市 部	15,885,200	237,762	昭和 155	—	5 村	一 部	5 村	一 部			
佐 久	市 部	昭 和 五 年 (四月十五日)	全 區 域	21,705,400	17,060,700	11,353.0	150.0	2,659,392	63.1	910	953	市 部	2,659,392	39,183	昭和 7	—	1 村	一 部	1 村	一 部			
佐 久	市 部	昭 和 五 年 (四月十六日)	全 區 域	9,032,462	8,979,525	54,580	164.5	3,894,387	—	—	—	市 部	6,320,133	198,565	昭和 7	—	5 村	一 部	5 村	一 部			
鳥 取	市 部	昭 和 五 年 (四月廿四日)	全 區 域	2,876,536	1,915,146	大正 14	47,129	36,120	54.5	254	286	市 部	1,915,146	237,748	昭和 32	—	1 村	一 部	1 村	一 部			
秋 田	市 部	昭 和 五 年 (四月廿五日)	全 區 域	12,107,759	5,809,533	44,506	130.5	44,506	—	674	786	市 部	2,659,392	40,965	昭和 182	—	2 村	一 部	2 村	一 部			
米 子	市 部	昭 和 五 年 (五月二十日)	全 區 域	3,920,000	3,503,000	大正 14	47,129	74.0	1,161	786	895	市 部	3,508,000	47,879	昭和 31	—	3 村	一 部	3 村	一 部			
鳥 取	市 部	昭 和 五 年 (五月廿五日)	全 區 域	18,174,000	11,251,000	78,006	144.0	1,161	—	—	—	市 部	7,743,000	48,860	昭和 32	—	3 村	一 部	3 村	一 部			
米 子	市 部	昭 和 五 年 (五月二十日)	全 區 域	2,604,540	1,638,597	大正 14	30,028	30,028	54.6	1,638,597	4,625,679	市 部	4,625,679	40,965	昭和 14	—	5 村	一 部	5 村	一 部			
鳥 取	市 部	昭 和 五 年 (五月二十日)	全 區 域	7,521,617	6,244,276	40,023	156.0	—	—	—	—	市 部	98,536	57,571	昭和 36	—	1 村	一 部	1 村	一 部			

七 村	7	昭和六年 (昭和六年至 昭和七年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
六 村 一 部	6	昭和五年 (昭和五年至 昭和六年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
三 村 一 部	3	昭和四年 (昭和四年至 昭和五年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
四 村 一 部	4	昭和三年 (昭和三年至 昭和四年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
五 村 一 部	5	昭和二年 (昭和二年至 昭和三年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
六 村 一 部	6	昭和一年 (昭和一年至 昭和二年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —
七 村	7	昭和五年 (昭和五年至 昭和六年)	祭 典	全區域 全區域	24,475,275 10,945,306 67,571 162,0	1,377	市 部 計	67,571 162,0	—	76,135 101,385 80 —

## 五、都計之書

都 市 名	路 線 數	延 長	事 業 費 約	認 可 年 月 日	摘要
東京	3 2 142	8.18 462 364,705	— — 369,539,183	昭和 11.13. 3.19 昭和 2. 8. 2 昭和 2. 8.10	復興事業幹線第三號中都部の部分並に補助幹線第四號中都部に屬する部分及同第一、二號 築地中央卸賣市場附近 内38編(附知事執行、延長70,486間)事業費 72,199.7 53圓)及一編(市長執行、延長 661間、事業費 12,424.3 84圓)は事業決定 内1編(延長 226間、事業費 294,525圓)は事業決定 中火葬官衛處管轄地域内 議院前廣場
東京	10	2,188	4,770,779	昭和 4. 8. 1	
東京	—箇所	面積 2,827 <sup>坪</sup> 368,193	163,271	昭和 4. 8. 1	
東京	157	16,787	374,476,235 2,900,000	昭和 5. 8. 8	東京都市計畫區域內動澤町道路計畫
東京	16				
					(駒澤町)

都 市 名	路 標 數	延 長	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘要	要
(野 方 町)	31	26,809	5,002,450	昭和 5・10・22	東京都都市計画区域内野方町道路計畫	
(中新井町)	14	9,430	1,400,000	昭和 5・10・22	東京都都市計画区域内中新井町道路計畫	
(世田谷町)	25	20,787	3,900,000	昭和 6・3・30	東京都都市計画区域内世田谷町道路計畫	
(目 黒 町)	15	12,323	3,600,000	昭和 6・3・30	東京都都市計划区域内目黒町道路計畫	
(練 馬 町)	13	11,359	1,603,000	昭和 6・3・30	東京都都市計划区域内練馬町道路計畫	
(松 泽 村)	14	8,833	1,532,000	昭和 6・3・30	東京都都市計划区域内松澤村道路計畫	
(荒 野 川 町)	21	12,087	9,158,970	昭和 6・8・4	東京都都市計划区域内荒野川町道路計畫	
(杉 並 町)	22	18,165	4,950,000	昭和 6・8・4	東京都都市計划区域内杉並町道路計畫	
(相 手 領 町)	11	10,844	1,656,583	昭和 6・8・4	東京都都市計划区域内相手領町道路計畫	
(千 歳 村)	12	13,905	1,698,596	昭和 6・8・4	東京都都市計划区域内千歳村道路計畫	
横 滝	88	144,446	115,840,000	昭和 3・4・24	内 11 線 (延長 6,755m、事業費 7,146,014圓) は事業 決定	
京 都	{ 44	36,701	21,791,597	昭和 2・2・1	内 2 線(計畫の際の延長 461m、事業費概算 728,870圓)	
神 雷	{ 36	32,857	21,053,548	昭和 4・11 機更 昭和 3・5・17	は事業決定	
大 阪	{ 14	11,936	14,903,000	大正 9・1・21	内 2 線(計畫の際の延長 461m、事業費概算 728,870圓)	
計	{ 101	161,293	211,660,000	昭和 3・5・29		
神 雷	{ 115	173,289	226,563,000			
神 戶	{ 1	19	108,818	大正 11・11・16	昭和 3・3・26・1 線追加 内 8 線 (延長 49,281m、事業費 14,856,782圓) は事業 決定	
神 計	{ 104	77,252	130,818,900	昭和 2・3・25		
名 古 屋	{ 105	77,271	130,727,718	大正 13・6・9	内 2 線 (延長 1,447m、事業費 1,405,958圓) は事業決 定	
名 古 屋	{ 40	80,227	47,895,232	大正 15・1・27		
	{ 20	33,070	11,720,726			

計	60	113,297	59,615,968	内 3 線 (延長 1,867m、事業費 807,702圓) は事業決定		
堺	16	23,310	22,542,918	大正 15・3・29	内 11 線 (延長 7,947m、事業費 8,292,320圓) は事業 決定	
飯	27	34,793	18,880,457	大正 15・5・1	内 12 線 (延長 6,127m、事業費 7,343,000圓) は事業 決定	
島	33	59,902	18,161,440	大正 15・8・6	内 5 線 (延長 4,890m、事業費 5,667,355圓) は事業 決定	
松	29	31,253	21,531,029	昭和 2・2・12	内 3 線 (延長 1,939m、事業費 1,785,000圓) は事業 決定	
岡	22	43,450	20,999,632	昭和 2・2・25	内 8 線 (延長 7,582m、事業費 3,284,000圓) は事業 決定	
山	22	33,566	17,996,477	昭和 2・4・2	内 7 線 (延長 1,950m、事業費 750,000圓) は事業決定	
湯	11	2,093	759,662	昭和 2・6・22	内 13 線 (延長 8,400m、事業費 8,662,000圓) は事業 決定	
澤	38	58,110	28,481,576	昭和 2・6・25	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
森	32	25,215	19,112,451	昭和 3・11・23	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
店	33	41,407	23,330,174	昭和 2・12・6	内 3 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
間	26	42,348	15,399,911	昭和 2・12・6	内 8 線 (延長 7,582m、事業費 3,284,000圓) は事業 決定	
新	29	53,815	20,922,011	昭和 3・1・30	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
下	30	35,250	18,306,665	昭和 3・2・16	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
金	35	37,446	21,380,770	昭和 3・3・20	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
仙	28	21,232	17,636,819	昭和 3・5・19	内 1 線 (延長 1,339m、事業費 1,339圓) は事業決定	
施	22	28,818	9,678,712	昭和 3・6・4	内 13 線 (延長 8,400m、事業費 8,662,000圓) は事業 決定	
新	29	34,629	39,560,822	昭和 3・7・27		
清	37	35,071	24,375,550	昭和 3・9・27		
豊	27	21,835	12,257,870	昭和 3・9・27		
熊	16	13,418	10,793,460	昭和 4・4・15		
官	44	53,433	27,117,101	昭和 4・6・27		
長	牛					
大	牛					
廣	牛					
高	牛					
丸	牛					
佐	牛					
佐	牛					

都 市 名	路線數	延 長	事業費概算	認可年月日	摘要
尼高一長高八金大沼	15 36 38 36 20 49 43 25	43,373 32,196 46,318 54,674 32,481 43,106 47,678 28,030	39,820,200 17,102,017 13,307,944 17,441,906 14,537,112 26,079,537 36,555,336 7,421,888	昭和 4・ 9・ 6 昭和 4・ 9・ 27 昭和 4・ 11・ 26 昭和 5・ 2・ 7 昭和 5・ 3・ 28 昭和 5・ 4・ 1 昭和 5・ 5・ 20	内淡川橋(延長6,435間、事業費52,573圓)は事業決定
崎府分山	31 29 38 26 29 26 26	22,811 37,438 52,267 23,019 42,181 39,530 38,514	10,013,301 11,786,465 22,968,327 14,821,703 27,150,000 10,108,152 7,635,918	昭和 5・ 10・ 9 昭和 5・ 11・ 5 昭和 6・ 1・ 9 昭和 6・ 1・ 9 昭和 6・ 4・ 13 昭和 6・ 5・ 6 昭和 6・ 8・ 3	
歌戸岡賀	52 13	101,545 28,849	61,748,83 5,910,260	昭和 6・ 8・ 19 昭和 6・ 9・ 22	

## (2) 河 川 連 河 之 部

都 市 名	路線數	延 長	事業費概算	認可年月日	摘要
東京	1 3	14,006 7,412	8,050,215 5,066,000	昭和 4・ 3・ 14 大正 13・ 6・ 9	荒川内(延長11,585米、事業費1,070,762圓)は事業決定 春川、宇田川、谷田川、内香川一部(延長2,444米)を除く部分は事業決定

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘 要
大阪	15 9	42,860 9,920	27,558,000 27,000,000	昭和 3・ 5・ 29 大正 13・ 6・ 9

## (3) 下 水 道 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘 要
東京	43,013,000坪 處理區數 5 處理區域 15,488.~'~ - ~'~	61,000,000 160,282,000	昭和 5・ 3・ 22 昭和 5・ 12・ 24 大正 14・ 3・ 28 大正 15・ 3・ 29	排水區域東京市郊外 41箇町村 幹線延長112,570米、支管及處分場各四箇所内三河島 系統に屬する幹線一部(延長3,373米、事業費373,870 圓)は事業決定 内一部排水計畫(面積 8,228,464坪、事業費計 25,375.0 圓)は事業決定

## (4) 高 速 度 交 通 機 關 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘 要
東京	5 4	51,20 33,86	187,000,000 162,300,000	大正 15・ 9・ 20 昭和 5・ 7・ 19 昭和 3・ 3・ 20 昭和 6・ 4・ 10

## (5) 土 地 區 劃 整 理 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘 要
京都	4,250,000 324,600 192,000	— 1,400,000 —	大正 15・ 9・ 20 昭和 3・ 3・ 20 昭和 6・ 4・ 10	

## (6) 公 園 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘要	要
大 阪	箇 所 面 線 數 所 面 積	33 ~タタニ 456,23	24,703,000 同	昭和 3・5・29	大 公 園
名 古 屋	箇 所 面 積	9 13 ~タタニ 7,85	7,065,000 1,985,000 同	同	公 園 道 延長 20,150米
計	箇 所 面 積	24 ~タタニ 454,08	33,763,000 同	昭和 3・5・29	小 公 園
富 売	箇 所 面 積	1 16,000	18,458,000 同	大正15・1・28 —	大 公 園
岐 長	箇 所 面 積	7 218,650 11 ~タタニ 123,89	2,918,745 5,564,393 同	昭和 4・3・25 昭和 5・2・7 同	大 公 園
野	箇 所 面 積	3 ~タタニ 1,83	94,015 同	—	大 公 園

## (7) 墓 地 火 葬 場 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘要	要
横濱	箇 所 面 積	1 1,600	—	大正15・3・3	火 葬 場
大 阪	箇 所 面 積	2 ~タタニ 36,53	3,219,000 同	昭和 3・5・29 —	墓 地

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘要	要
東 京	箇 所 面 積	3 76,100	15,000,000 同	大正13・4・13 昭和5・12・24	火 葬 場
横濱	箇 所 面 積	2 16,900	—	大正15・3・3	墓 地

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費 概 算	認 可 年 月 日	摘要	要
東 京	箇 所 面 積	1 10,800	—	昭和 5・12・24	家 葬 市 場

## 平 常

都 市 名	箇 所 面 積	1 4,300	(10) 地 域				部				場		
			施 行 年 月 日	住 居 地 域	百 分 比	商業地 域	百 分 比	工 业 地 域	百 分 比	未 指 定 の 地	百 分 比	合 計	
東 京	大正14・2・15 昭和4・5・15迄	66,600,000	54.2	14,500,000	11.8	39,500,000	32.2	2,200,000	1.8	122,800,000			
東 京	大正13・4・1	7,500,000	43.9	3,450,000	20.2	4,520,000	26.6	1,580,000	9.3	16,060,000			
大 阪	大正14・5・1 昭和6・11・1迄	20,010,000	30.8	9,190,000	14.1	24,240,000	37.3	11,580,000	17.8	65,020,000			
瀬 戸	大正14・9・1 昭和4・5・15迄	26,910,000	66.4	4,751,000	11.7	5,795,000	14.4	12,055,000	7.5	40,511,000			
古 神	大正13・11・1 昭和2・4・15	10,880,000	61.5	2,240,000	12.6	3,350,000	18.9	1,230,000	7.0	17,700,000			
新 金	大正13・11・15 昭和2・7・15	24,449,000	54.9	4,451,000	10.0	14,485,000	32.5	1,133,000	2.6	44,518,000			
廣 廣	昭和2・11・15 昭和3・4・15	1,723,000	49.4	615,000	17.7	1,051,000	31.7	83,000	1.2	3,472,000			
下 長	昭和3・7・15 昭和3・7・20	2,837,000	59.7	720,000	15.2	1,099,000	23.1	95,000	2.0	4,753,000			
吳	昭和2・7・22 昭和2・11・15	5,629,000	58.1	1,046,000	10.8	2,064,000	20.2	943,000	9.8	9,682,000			
牟 田	昭和3・7・15 昭和3・10・15	3,130,000	48.6	1,460,000	22.7	1,180,000	18.3	670,000	10.4	6,440,000			
牟 本	昭和5・5・15迄 昭和4・1・26	5,618,893	67.1	1,064,172	12.7	1,684,000	20.1	2,445	0.1	8,370,000			
吳	昭和4・5・11 昭和4・5・11迄	1,165,700	59.0	363,000	18.3	444,100	22.4	6,100	0.3	2,978,900			
牟 田	昭和3・7・15 昭和3・7・20	972,900	49.1	399,600	20.18	638,300	30.7	300	0.02	1,981,600			
牟 本	昭和4・5・11 昭和4・5・11迄	2,767,000	12.0	456,000	15.0	574,000	71.0	62,000	2.0	3,859,000			
牟 本	昭和4・5・11 昭和4・5・11迄	1,114,181	3.2	869,610	2.5	1,231,270	3.5	265,021	8.0	3,480,082			
牟 本	昭和4・5・11 昭和4・5・11迄	5,234,000	61.8	1,197,000	14.1	1,713,000	20.2	328,000	3.9	8,412,000			
牟 本	昭和4・5・11 昭和4・5・11迄	7,530,000	85.3	465,000	5.3	776,000	8.8	49,000	0.6	8,820,000			

## 講 古 野 講 論 泡

都 市 名	(11) 防 火 地 区 之 部			要		
	集 路	種 別	坪 數	路 線 長 (M)	施 行 年 月 日	概 摘
山 仙 世 須	甲種路 合	1,152,000 434,000	—	145,000	2.3	6,264,000
山 仙 世 須	乙種路 合	62,000 113,000	—	9,000	0.2	4,528,400
山 仙 世 須	合	1,761,000	—	234,700	5.0	4,939,700
山 仙 世 須	合	—	—	101,385	2.4	4,324,889
山 仙 世 須	合	—	—	456,000	5.0	9,885,000
山 仙 世 須	合	—	—	38,700	0.6	6,108,539
山 仙 世 須	合	—	—	157,640	2.9	5,427,930
山 仙 世 須	合	—	—	226,000	7.1	3,184,000
山 仙 世 須	合	—	—	530	0.03	1,719,690
山 仙 世 須	合	—	—	6,350	0.2	2,701,920
山 仙 世 須	合	—	—	218,000	2.35	9,266,000
山 仙 世 須	合	—	—	739,320	7.95	9,501,540
山 仙 世 須	合	—	—	1,274,655	10	13,614,372
山 仙 世 須	合	—	—	100,000	1.53	6,550,000
山 仙 世 須	合	—	—	221,200	5.8	3,758,000
山 仙 世 須	合	—	—	222,200	9.1	2,451,800

市面積に對する比率 7.3%

地 区 の 種 别	軒 数	路線延長(間)	施行年月日	摘要	要	
京 都	圓式 集路 合	39,060 4,275 2,400 45,735 56,500 96,420 46,550 199,480 138,000 51,000 —	— 3,255 — 350 — 3,605 — 8,600 — 3,950 — 12,550 —	大正11・12・1 — 大正12・10・1 —	市面積に對する比率0.6%	
大 阪	圓式 集路 合	—	—	—	市面積に對する比率0.4%	
横 滉	圓式 集路 合	—	—	—	市面積に對する比率0.5%	
神 戸	圓式 集路 合	189,000 50,700 24,846 —	— 2,428 —	大正12・2・11 —	市面積に對する比率2.3%	
名 古 屋	圓式 集路 合	93,558 169,104 —	7,859 10,287 —	—	市面積に對する比率0.2%	

(12) 風致地区之部

(1) 街路計画事業

都 市 名	面 積	積 地上の市又は區域に對する比率	摘要	要	施行年月日
東 京	65,000 1,539,940	0.3(市) 0.009	明治神宮附近 郊外四景勝地	大正15・10・4 昭和5・12・1	
・ 都	24,100,000	25.7	京都市を中心とする御陵附近及風致景勝地一帯	{昭和5・1・24 昭和6・7・7更	
・ 王	93,920	1.3	多摩御陵附近	昭和5・4・1	
八 熊 高 橋	3,235,593 732,160 735,840	20.4 11.2 4.6	江津湖水前寺其他風致景勝地七箇所 石尾山附近一帯 四風致景勝地	昭和5・11・24 昭和6・5・15 昭和6・7・17	

都 市 名	路線數	延 長	事 業 費	年 度	割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
東 京	52	64,411	249,836,381	自大正12年度 至昭和5年度 8箇年	内務大臣	大正13・3・11	復興事業幹線 (第三號線中都部に屬する部分を除く)		
・ 都	34	33,810	59,190,387	自大正10年度 至昭和7年度 12箇年	東京都知事	大正10・5・13	環狀線 11線 放射線 23線		
・ 王	38	70,486	72,199,753	自昭和2年度 至昭和12年度 11箇年	同 上	昭和2・8・10	環狀線 2線 放射線 15線 補助線 21線		
八 熊 高 橋	121	75,639	80,114,314	自大正12年度 至昭和6年度 9箇年	東京市長	大正13・3・19	復興事業補助線(第四號線中都部に屬する部分及第113號線を除く)		

都 市 名	路線數	延 長	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
	1	418	483,811	自大正15年度 至昭和5年度 6箇年度	東京市長	大正15・3・2	復興事業	
	19	5,989	16,582,514	自大正14年度 至昭和7年度 8箇年度	同 上	大正10・5・13 昭和6・3・30	櫻田門より虎の門に至る路線 完成路線	
	1	198	52,920	昭和4年度	同 上	昭和5・1・25	失業救濟(二等大路第二類第一號線 の一部)	
	20	17,857	31,353,521	自昭和4年 至昭和5年 度2箇年度	同 上	大正10・5・13	年度割未定	
	1	226	294,525	—	同 上	昭和3・8・1	中央官街建築地域内第三號線一部	
計	280	268,577	509,670,812	自大正12年度 至昭和2年 度8箇年度	内務大臣	大正13・3・11	復興事業幹線 (第十四號線一部は横濱市長執行)	
横濱	13	16,705	28,403,225*	自大正13年度 至昭和4年 度6箇年度	横濱市長	大正13・4・30	同上(第十四號線一部は内務大臣執 行)	
	10	6,762	8,046,342	自昭和2年 度8箇年度	同 上	昭和3・4・24	幹線 補助線 3線	
	11	6,755	7,146,014	自昭和4年 度8箇年度	—	—	—	
	34	30,222	43,613,581	自大正10年度 至昭和5年 度10箇年度	京都府知事	大正10・8・11	—	
	15	22,418	37,850,000	自昭和3年 度5箇年度	京都府知事	昭和3・7・19	京阪國道 變更	
	1	12,252.7 (6,739間)	3,140,000	自昭和7年 度5箇年度	京都府知事	昭和5・12・19	京津國道(舊橋市計畫鈎路 22.2號幅員15米を幅員22米として事業決定)	
都	1	350	700,000	自昭和5年 度3箇年度	京都府知事	昭和3・7・19	昭和5・4・8 變更	
京	1	350	—	—	—	—	—	
計	1	110	325,000	自昭和4年 度2箇年度	京都市長	昭和4・11・26	—	
	2	1,747*	2,474,500	自昭和5年 度6年度	同 上	昭和5・4・8 變更	京阪國道市内部分	
	20	30,578	44,489,500	自大正10年 度13箇年度	大阪市長	大正13・11・29	在來街路鋪裝、路幅整備ハ二橋改築 及建築敷地造成事業を含む	
	42	49,932	225,922,414	自昭和8年 度11箇年度	大阪府知事	大正15・6・10 昭和4・1・18 變更	—	
	10	20,613	27,805,501	自昭和11年 度11箇年度	大阪市長	昭和2・4・11	寝屋川線	
阪	1	263	3,279,000	自昭和2年 度5箇年度	同 上	昭和3・5・22	隣前廣場關係事業 延長は新規道加2線分のみを掲記せ り	
	5	243	9,884,050	自昭和3年 度6箇年度	神戸市長	大正8・11・24	—	
	55	71,051	266,890,915	自大正12年 度6箇年度	同 上	大正13・2・28	大正15・4・15・1 線追加	
	9	6,459	17,353,095	自大正13年 度6箇年度	同 上	昭和3・3・26	第一期事業線9線の路面改良事業を 含む	
	4	3,186	5,479,707	自大正14年 度5箇年度	名古屋市長	大正8・7・28	大正13・10・6・1 線追加	
	8	4,929	14,856,782	自大正14年 度7箇年度	同 上	—	—	
	21	14,574	37,639,584	自大正14年 度7箇年度	名古屋市長	大正8・7・28	大正13・10・6・1 線追加	
	6	3,618	8,999,853	自大正13年 度3箇年度	同 上	大正13・12・9	—	
計	1	1,278	1,348,110	—	—	—	—	

都 市 名	路線數	延 長	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
	1	110	325,000	自昭和4年 度2箇年度	京都市長	昭和4・11・26	—	
	2	1,747*	2,474,500	自昭和5年 度6年度	同 上	昭和5・4・8 變更	京阪國道市内部分	
	20	30,578	44,489,500	自大正10年 度13箇年度	大阪市長	大正13・11・29	在來街路鋪裝、路幅整備ハ二橋改築 及建築敷地造成事業を含む	
	42	49,932	225,922,414	自昭和8年 度11箇年度	大阪府知事	大正15・6・10 昭和4・1・18 變更	—	
	10	20,613	27,805,501	自昭和11年 度11箇年度	大阪市長	昭和2・4・11	寝屋川線	
阪	1	263	3,279,000	自昭和2年 度5箇年度	同 上	昭和3・5・22	隣前廣場關係事業 延長は新規道加2線分のみを掲記せ り	
	5	243	9,884,050	自昭和3年 度6箇年度	神戸市長	大正8・11・24	—	
	55	71,051	266,890,915	自大正12年 度6箇年度	同 上	昭和3・3・26	大正15・4・15・1 線追加	
	9	6,459	17,353,095	自大正13年 度6箇年度	名古屋市長	大正8・7・28	第一期事業線9線の路面改良事業を 含む	
	4	3,186	5,479,707	自大正14年 度5箇年度	同 上	—	—	
	8	4,929	14,856,782	自大正14年 度7箇年度	同 上	—	—	
	21	14,574	37,639,584	自大正14年 度7箇年度	名古屋市長	大正8・7・28	大正13・10・6・1 線追加	
	6	3,618	8,999,853	自大正13年 度3箇年度	同 上	—	—	
計	1	1,278	1,348,110	—	—	—	—	

都 市 名	路線數	延 長	事 業 費	年 度	割 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
計	37	36,254	28,724,413	自昭和4年度 至昭和10年度 7箇年	—	名古屋市長	昭和 4・7・1	—	—
松	44	41,150	39,072,376	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年	—	松濱市長	大正15・8・6	—	—
山	11	7,947	8,292,320	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年	昭和 2・1・24 昭和 4・1・19	堺市長	昭和 2・1・24 昭和 4・1・19	用地の大半は土地調整により提供するものなり	—
岡	3	2,651	1,700,806	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年	—	岡山市長	昭和 2・8・27	變更	—
金	12	6,127	7,343,000	自昭和2年度 至昭和9年度 8箇年	同	金澤市長	昭和 2・10・4	變失區域整理事業	—
澤	11	1,939	6,790,000	自昭和2年度 至昭和9年度 8箇年	同	靜岡市長	昭和 2・12・6	—	—
門	2	870	69,696	昭 和 6 年 度	上	昭和 6・7・6	—	—	—
水	3	950	1,785,000	自昭和3年度 至昭和5年度 3箇年	同	清水市長	昭和 2・12・6	—	—
清	8	7,582	3,284,000	自昭和3年度 至昭和7年度 5箇年	昭和 3・12・7	昭和 3・12・7	昭和 3・12・7	變更	—
富	7	1,950	750,000	自昭和3年度 至昭和8年度 6箇年	昭和 4・12・11	富山縣知事	昭和 3・3・20	變更	—
仙	5	4,890	5,667,355	自昭和3年度 至昭和15年度 13箇年	昭和 6・8・17	仙臺市長	昭和 3・11・23	變更	—
八 王 子	間	64.35 (117米)	52,573	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年	昭和 5・4・14	東京府知事	昭和 4・11・19	港川橋	變更

(2) 河 川 運 河 之 部									
都 市 名	線 數	延 長	事 業 費	年 度	割 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
廣 島	1	112米	43,659	昭 和 6 年 度	東京府知事	昭和 6・8・22	萩原橋	復興事業遼河	—
岐 鞍	13	8,400	8,660,000	自昭和4年度 至昭和13年度 10箇年	廣島市長	昭和 5・3・11	—	復興事業 東頃留川及西頃留川	—
岐 鞍	1	132	393,500	自昭和4年度 至昭和6年度 3箇年	岐阜市長	昭和 5・3・24	—	外濠 四區間	—

都 市 名	線 數	延 長	事 業 費	年 度	割 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要	要
東 京	12	14,265米 (7,846間)	16,601,258	自大正12年度 至昭和5年度 8箇年	内務大臣	大正13・3・11	復興事業遼河	—	—
	2	815米 (448間)	750,430	自大正13年度 至昭和5年度 7箇年	同	大正13・4・30	—	—	—
	1	720米 (396間)	309,065	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年	同	昭和 4・6・12	外濠	—	—
	1	4,039間	9,446,402	自大正12年度 至昭和9年度 12箇年	東京府知事	大正11・12・23	目黑川	—	—
	1	1,485米 (817間)	561,699	自大正14年度 至昭和2年度 7箇年	同	大正15・3・2	花畠運河	—	—
	1	2,742米 (1,508間)	1,147,616	自昭和6年度 至昭和5年度 5箇年	同	昭和 2・3・3	澁谷川	—	—
	1	11,585米	1,070,762	自昭和3年度 至昭和4年度 4箇年	同	昭和 4・3・14	荒川	—	—

要 摘									
都 市 名	線 數	延 長	事 業 費	年 度	割 割	執 行 者	年 月 日 決 定	概 摘	
横濱	3	13,732米 (7,553間)	5,209,000	昭和5年度 至昭和8年 度4箇年度	東京府知事 東京市長	昭和5・8・8 大正10・5・13	立倉川、神田上水、谷瀬川		
計	5	2,175間	2,125,300	大正14年度 至昭和6年 度7箇年度	同	大正14・12・8	改修3線 埋立2線 古川		
名 古 屋	1	1,288間	2,870,000	自昭和6年 度5箇年度	東京府知事 東京市長	昭和6・8・4	春川、宇田川、谷田川		
計	3	2,732間	3,399,000	自昭和6年 度5箇年度	—	—	復興事業運河		
富 山	31	28,974間	43,490,532	大正13年度 至昭和4年 度6箇年度	内務大臣	大正13・12・4	復興事業河川		
	2	4,780米 (2,629間)	5,612,000	大正14年度 至昭和5年 度6箇年度	横濱市長	—	—		
	2	5,241米 (2,883間)	1,601,962	自大正13年 度至昭和6年 度5箇年度	大正15・3・3	—	復興事業河川		
	4	5,209間	7,213,962	大正14年度 至昭和6年 度8箇年度	名古屋市長	—	—		
	4	4,450間	16,823,953	自大正13年 度至昭和6年 度8箇年度	大正13・11・17	328,000坪の建築敷地造成事業を含む			
	1	2,500間	1,950,000	自昭和3年 度至昭和6年 度6箇年度	富山縣知事	昭和5・12・12	328,000坪の建築敷地造成事業を含む		

(3) 上水道之部						要 摘
都 市 名	事 業 總 量	事 業 費	年 度	割 執 行 者	決 定 年 月 日	
東京	2 水池 水池長 16,490間 204,715間	66,950,000	自大正2年度 至昭和9年度 22箇年度	東京市長	大正15.2.15 昭和2.8.2 更替	

都 市 名	事 業 総 量	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
(千住町) { 面下水管延長 面下水管延長}	560,000坪 25,798米	330,000	自昭和2年度 至昭和6年度 5箇年度	千住町長	昭和2・3・24	東京都市計畫區域内千住町下水道事業
(王子町) { 面下水管延長 面下水管延長}	1,574,900坪 66,298米	3,135,000	自昭和3年度 至昭和17年度 15箇年度	王子町長	昭和6・3・30	東京都市計畫區域内王子町下水道事業
(大崎町) { 面下水管延長 面下水管延長}	551,161坪 33,567米	930,000	自昭和4年度 至昭和8年度 5箇年度	大崎町長	昭和3・12・15	東京都市計畫區域内大崎町下水道事業
(渠鴨町) { 面下水管延長 面下水管延長}	566,810坪 39,105米	1,435,000	自昭和4年度 至昭和8年度 5箇年度	渠鴨町長	昭和3・12・15	東京都市計畫區域内渠鴨町下水道事業
(高田町) { 面下水管延長 外) { 下水道	568,350米 56,900米	—	自昭和4年度 至昭和8年度 5箇年度	高田町長	昭和5・1・25	東京都市計畫區域内高田町下水道事業
(日暮里町) { (三河島町) { (南千住町)	3,873米 1,642,575坪 3 122,700米	373,870 3,926,130	自昭和4年度 至昭和10年度 6箇年度	東京府豊島郡東村組合 道管管理者	昭和5・12・24	東京都市計畫區域内日暮里町下水道事業 郊外下水道中三河島系統に屬する幹線一部
大阪	面下水管延長 面抽水所 面抽水所 面抽水所	768,300坪 36,215間 1,274,371坪 45,525間 2,044.89坪 (6,185,783坪) 4	4,600,000 4,300,000 17,500,000	大阪市長 同 同 同	大正11・6・3 大正13・5・29 昭和3・3・28	第一期事業 第二期事業 第三期事業

(5) 高速度交通機関之部						
面處理場	積 2 2,409 89,300坪方米 (26,913坪)	17,000,000	自昭和5年度 至昭和10年度 6箇年度	大阪市長	昭和6・1・13	處理事業
面抽水所	積 2 8,228,463坪 169,942坪 (514,000坪)	43,400,000 1,390,328	自昭和5年度 至昭和12年度 8箇年度	同	—	—
計	面 面 面	—	昭和5年度	京都府市長	昭和5・8・11	失業救濟事業

(6) 土地區劃整理之部						
都 市 名	事 業 総 量	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
大 阪	3,684坪 11,984坪	70,565,400	自昭和4年度 至昭和7年度 4箇年度	大阪市	昭和4・6・14	—
計	—	—	—	—	—	—

都 市 名	事 業 総 量	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
東 京	40,000	769,076	大正10年年度	東京市長	大正10・5・2	淺草及新宿燒失區域整理
計	1,820,000	27,437,066	自大正12年年度 至昭和6年度 9箇年度	内務大臣	大正13・3・19	復興事業により新設改修するもの 本事業に如し 左の如き 新設改修 道路改修 逕河改修
横 濱	7,300,000	87,355,525	同	東京市長	—	28,7582米 318,122米 880米
計	9,180,000	115,561,667	自大正13年年度 至昭和3年年度 5箇年度	内務大臣	大正13・7・2	復興事業により新設改修するもの 本事業に如し 左の如き 新設改修 道路改修

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費	年 度 制	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
富山 都 計	324,600	1,400,000	昭和4年4月 25日より4箇 年以内	富山縣知事	昭和4・4・25	
	233,211	579,068	昭和6年7月 1日より3箇年 以内	京都市長	昭和6・7・1	
	238,524	677,771	昭和6年9月 4日より1箇年 以内	同 上	昭和6・9・4	
合計	471,735	1,256,839				

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費	年 度 制	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
東京 計	箇面積 所積	80,700坪	12,005,605	自大正12年度 至昭和5年度 8箇年度	内務大臣	大正13・3・31
	箇面積 所積	52坪	13,752,175	東京市長	大正13・7・4	復興事業大公園
	箇面積 所積	114,166坪	25,805,240	—	—	小公園
横濱	箇面積 所積	52,800坪	1,959,000	自大正13年度 至昭和4年度 6箇年度	内務大臣	大正14・1・25

## (7) 公 國 之 部

都 市 名	事 業 總 量	事 業 費	年 度 制	執 行 者	決 定 年 月 日	摘要
東京	箇面積 所積	300,000坪	1,156,054	自大正9年度 至大正10年度 2箇年度	東京市長	大正9・12・24

備考 東京横濱に付ては市區改正設計を除く

## 七、土 地 區 劃 整 理

東 京

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 一 坪 当 里	認 可 年 月 日
荏原第一土地(世田ヶ谷町)	273,652	276,000	1,008	大正3・9・30 昭和4・6・24變更
目黒町小川柳町	121,004	186,481	1,541	大正14・3・13變更
大崎町洞ヶ谷	96,263	273,607	2,842	大正14・3・13 昭和5・8・4變更
砧村喜多見	64,339	84,690	1,316	大正14・5・4 變更
田園都市會社(東調布町)	46,816	252,666	5,397	大正14・5・16 變更
南千住町若宮	18,933	54,374	3,108	大正14・7・16 變更
田園都市會社(玉川村)	25,236	40,589	1,608	大正14・8・4 變更
奥戸村川崎	49,362	114,903	2,328	大正14・8・5 昭和2・12・13變更
井荻町	16,482	16,879	1,024	大正14・9・15 變更
中野町第一	2,662,310	1,530,565	0.574	大正14・9・17 昭和3・8・31變更
大森町中島	107,104	435,673	4,067	大正14・9・18 昭和4・3・9變更
大森町中富	18,116	166,000	9,163	大正14・10・27 昭和4・5・9變更
大瀧野川第一	21,741	34,942	1,607	大正14・10・27 昭和4・5・9變更
大瀧野川第二	74,004	114,760	1,550	大正15・4・1 昭和4・8・7變更
尾久町	44,030	165,461	3,757	大正15・9・4 昭和3・1・11變更
代々木町代々木	83,111	120,543	1,450	大正15・9・4 昭和2・8・22變更
王子町第一	47,044	203,861	4,333	大正15・11・13 昭和4・11・6變更
中野町第二	237,803	284,553	1,197	大正15・12・25 昭和4・4・10變更
琴里町第二	166,937	745,500	4,466	大正2・2・15 昭和5・10・4變更
田琴里町第一	8,064	34,101	4,229	昭和2・2・15 變更

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
羽 田 町 下 袋	20,471	12,902	0,630	昭和 2・2・17 變更
砧 村 上 の 臨	26,697	55,445	2,077	同 2・4・23 變更
西 小 松 川	22,139	28,950	1,308	同 2・6・14 4・6・24變更
千 歳 村 及 砧 村	257,462	399,432	1,551	同 2・6・20 4・5・9變更
岩 渥 町 第 一	96,787	142,695	1,474	同 2・12・21 5・5・22變更
岩 渥 町 第 二	58,005	75,992	1,310	同 3・6・18 6・5・11變更
石 神 井	229,372	110,160	0,480	同 3・7・11 5・5・31變更
砂 町	54,354	134,634	2,476	同 3・7・28 變更
井 荻 町(七八區)	497,613	250,000	0,502	同 3・8・31
日 黒 地 内 別 所	19,353	88,467	4,571	同 4・2・25 4・11・6變更
中 野 単 獨 施 行	2,772	13,776	4,970	同 4・10・3
尾 久 第 二	23,026	80,300	3,487	同 4・11・5
岩 渥 町 第 三	20,335	85,451	4,202	同 4・12・27 變更
金 町	45,864	48,452	1,056	同 5・2・6 變更
和 田 堀 第 一	69,396	149,100	2,150	同 5・3・6 6・5・26變更
淀 橋	9,503	24,390	2,566	同 5・3・7
世 田 ケ 谷 竹 の 上	21,103	17,475	1,258	同 5・5・31 6・7・10變更
世 田 ケ 谷 經 堂 第 一	16,021	7,491	0,809	同 5・9・11
駒 澤 下 馬	300,452	182,190	0,608	同 5・10・4
三 河 島	70,901	155,100	2,187	同 5・11・20
世 田 ケ 谷 代 澤	125,716	76,134	0,605	同 5・12・23
世 田 ケ 谷 町 松 竹	27,211	24,255	0,891	同 6・3・31
岩 渥 町 第 四	57,907	36,000	0,621	同 6・3・31
杉 並 町 馬 橋	29,119	15,850	0,544	同 6・4・21
計	5,753,544	7,151,560	1,243	

## 横 濱

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
六 角 橋 町	15,368	34,700	2,260	昭和 4・2・13
地 頭 山 口	19,209	48,000	2,490	同 5・5・27
大 漢 福 寺	24,524	66,900	2,728	同 5・8・28
港 西	14,662	54,306	3,704	同 5・9・5
計	50,275	58,620	1,168	同 5・10・23
	124,038	262,526	2,117	

## 京 都

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
小 山 花 の 木 部	4,008	5,737	1,430	大正14・9・30
小 山 上 総 町 の 一 部				
紫 竹	26,440	34,500	1,300	同 14・12・10
紫 野 門 前	75,795	80,686	1,063	大正15・2・25
紫 野 茂	89,638	89,722	1,001	昭和 4・5・1變更
賀 德 寺	14,371	25,853	1,800	大正15・7・10
高 德 寺				昭和 5・4・2變更
洛 北	77,265	118,839	1,540	同 2・10・29
西 の 京 北 部	37,696	84,700	2,250	同 4・3・22變更
西 院 北 部	111,610	355,941	3,190	同 3・7・13
西 院 南 部	215,806	458,041	2,122	同 3・7・13
西 院 南 部	215,434	445,848	2,070	同 3・9・5
西 紫 野	87,235	185,867	2,130	3・12・20
紫 竹 芝 本 川	47,253	88,149	1,442	4・3・22
北 白 川	118,150	199,678	1,690	5・6・14變更
東 紫 野	168,575	395,557	2,346	同 4・5・31
左 京 區 近 術	2,088	5,525	2,646	4・9・17
下 鴨 條	134,753	187,850	1,396	6・9・10變更
西 七 平 築 前 川	412,471	1,138,155	2,761	5・6・18
上 堀 川	11,606	14,620	1,258	6・1・20
	78,635	126,134	1,604	6・1・20
				6・2・5

地區名	地區面積	整理費	同一坪當り	認可年月日
西寺	357,387	654,907	1,830	昭和 6・5・15
平井高原	57,513	62,000	1,078	同 6・7・31
金閣寺	85,582	138,600	1,619	同 6・9・19
計	2,429,310	4,886,908	2,011	

## 大 阪

地區名	地區面積	整理費	同一坪當り	認可年月日
阪南	381,927	184,426	0,483	大正12・12・26 昭和 3・1・21變更
都島	235,502	165,489	0,703	大正14・4・15 昭和 5・7・5變更
友瀬	19,266	8,302	0,431	大正14・6・4
生野	240,494	211,808	0,879	同 15・3・26
住之江	64,689	57,650	0,892	同 15・3・29 昭和 4・1・26變更
第二阪南	30,070	9,936	0,331	大正15・8・19 昭和 4・2・27變更
城北	447,912	662,885	1,480	大正15・12・13 昭和 5・9・2變更
股ヶ池	93,888	67,033	0,714	昭和 2・7・12 同 4・2・28變更 同 6・8・5變更
吹田	119,658	87,500	0,730	同 2・10・13
守口	254,766	258,238	1,013	同 2・11・1 同 4・10・24變更
福田	20,150	33,924	1,687	同 2・11・14 同 6・5・19變更
墓莊	456,700	742,354	1,625	同 2・11・16 同 5・5・9變更
瑞光寺	93,183	70,800	0,760	同 2・11・18 同 5・10・1變更
野江	47,052	100,645	2,139	同 2・12・10 同 6・5・18變更
天王寺	585,835	482,000	0,824	同 3・1・21 同 5・10・1變更
墨江第一	37,570	115,154	3,065	同 3・4・16 同 6・6・16變更
深佃	223,853	137,000	0,610	同 3・5・3
	140,532	162,684	1,160	同 3・5・7

西平野	42,140	30,670	0,730	昭和 3・6・15
墨江第二	65,529	215,606	3,138	同 3・7・7 同 6・6・9變更
西長居	54,583	40,915	0,749	同 3・11・1
今里片	94,138	223,000	2,370	同 3・11・5
森小路	187,124	331,743	1,773	同 3・12・27 同 6・5・18變更
北船場	277,680	438,322	1,580	同 4・2・27
上中島	168,042	96,774	0,575	同和 4・2・28
神崎川共	67,508	100,000	1,480	同 4・6・1
西中禪	269,574	174,500	0,650	同 4・7・9
	30,520	59,935	1,970	同 4・7・9
京阪沿線	277,631	487,350	1,755	同 4・8・2 同 6・5・18變更
西田邊	131,660	96,316	0,730	同 4・9・10
今江中川	242,355	178,229	0,830	同 4・11・9
大宮法傳	151,570	961,885	6,346	同 4・12・16 同 5・7・7變更
	50,070	74,000	1,478	同 4・12・21 同 6・7・11變更
墨江第三	10,633	42,741	4,020	同 5・2・27 同 6・2・12變更
住吉園	50,663	92,941	1,834	同 5・2・27 同 6・6・16變更
阪神道沿	36,919	52,000	1,381	同 5・3・3
複並清	523,061	518,274	0,990	同 5・3・10
平莊	253,052	243,506	0,932	同 5・6・7
鷹港	29,292	44,343	1,514	同 5・9・11
姫島淡	1,168,602	750,000	0,643	同 5・11・4
	189,528	145,000	0,765	同 5・12・12
計	839,130	2,800,000	3,339	同 6・2・4
		58,666	85,273	同 6・3・13
		182,799	215,843	同 6・2・24
		69,292	77,942	同 6・8・27
	9,014,808	12,134,993	1,346	

## 神戸

地區名	地區面積	整理費	同一坪當り	認可年月日
大	500,002	661,932	1,320	大正12・2・23

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
夢 野	136,873	288,952	2,110	大正12・6・15
神 戸 市 大 手	5,242	16,272	3,104	大正13・1・15 昭和5・11・15變更
神 戸 市 長 田	239,830	393,143	1,640	大正13・1・16
都 賀	66,598	146,921	2,200	同 13・12・15
六 甲 村 八幡	142,062	310,980	2,190	同 13・12・19
篠 原	173,037	533,907	3,082	同 14・6・3
東 須 磨 北 野	4,620	9,461	2,048	同 15・10・14 昭和5・10・28變更
本 山 村 西 部	213,894	430,000	2,010	同 5・9・11
神 戸 市 北 野	4,620	9,461	2,047	同 5・10・28
魚 嶼 町 横 屋	56,827	57,000	1,002	同 6・3・13
計	1,573,575	2,857,989	1,835	

## 名 古 屋

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
八 事	690,823	398,499	0,577	大正14・6・24 昭和5・2・22變更
榮 生	232,422	126,000	0,542	大正14・12・18
中 京	105,026	86,084	0,820	同 15・2・22
白 鳥	147,274	407,166	2,769	同 15・2・22
港 東	337,918	733,000	2,170	同 15・5・12
中 川	81,903	700,000	8,550	同 15・5・22
岩 井	58,543	74,579	1,275	同 15・6・10
八 田	41,823	52,471	1,346	同 15・8・7 昭和5・5・12變更
北 押 切	72,451	96,000	1,325	大正15・8・17 昭和6・8・5變更
西 屋 敦	207,930	12,000	0,577	大正15・10・14 昭和5・3・27變更
惟 新 町	297,789	256,000	0,860	大正15・10・21
田 蔵	124,435	60,000	0,481	同 15・12・10
音 聞 山	168,835	87,656	0,534	昭和2・1・25 同 5・2・22變更
鳴 尾	164,494	243,666	1,481	同 2・1・25 同 5・6・25變更
東 宿	307,018	380,000	1,238	同 2・2・19 同 5・9・19變更

石 川	125,279	175,182	1,397	昭和2・3・3 6・3・11變更
西 志	232,571	180,500	0,687	同 2・6・24
名 笠	170,938	237,000	1,386	同 2・7・8 5・5・20變更
中 野 新 町 東 部	222,653	435,000	1,954	同 2・8・24
新 屋 敦	94,385	130,000	1,380	同 2・10・29
小 本 村	331,741	767,615	2,314	同 2・11・28 5・3・29變更 6・7・4變更
中 西 上 名 古 中 川 運 河 沿	110,175	83,000	0,753	同 3・6・5
野 東 大 豊 下 千 東 日 田 小 稲 港 四 八 南 櫻 伊 昭 藤 富 南 部	54,397	120,000	2,206	同 3・7・2 5・2・10變更
立 賀 江 田 山 津 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	122,933	210,000	1,720	同 3・9・6
志	109,745	162,000	1,475	同 3・11・1
立 賀 江 田 山 津 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	313,090	431,282	1,377	同 3・12・28 5・7・21變更
志	122,953	230,000	1,870	同 4・1・12
立 賀 江 田 山 津 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	134,996	235,000	1,740	同 4・7・6
志	113,944	370,000	3,270	同 4・7・26
立 賀 江 田 山 津 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	424,569	1,330,000	3,140	同 4・7・30
志	175,118	112,369	0,642	同 4・8・16
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	62,215	95,000	1,527	同 4・10・8 6・8・5變更
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	351,539	310,000	0,832	同 4・11・1
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	1,126,546	2,330,000	2,050	同 4・11・6
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	200,818	330,000	1,643	同 4・12・18
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	40,996	125,000	3,050	同 5・5・15
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	166,817	630,000	3,777	同 5・6・10
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	68,279	115,000	1,685	同 5・9・10
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	205,207	400,000	1,949	同 5・11・4
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	106,041	170,000	1,603	同 5・12・6
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	86,870	140,000	1,612	同 5・12・6
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	200,622	126,231	0,629	同 5・12・26
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	282,616	2,295,163	8,121	同 6・4・4
種 比 代 雜 葉 線 子 熊 濱 和 (一人施行)	209,334	330,000	1,576	同 6・4・17
計	9,036,071	17,380,483	1,923	

## 堺

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
中 央	88,811	55,100	0,621	大正15・4・12 昭和5・5・12變更

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
港	152,502	130,000	0,852	大正15・4・17
向 陽	161,741	121,257	0,750	同 15・4・17 昭和 5・5・9變更
陵 西	328,870	118,000	0,359	同 2・5・23
旭 ケ 丘	64,745	111,055	1,715	同 3・12・27 同 6・5・16變更
三 國 丘	83,065	67,500	0,815	同 4・9・6
濱 寺	203,085	188,117	0,926	同 5・5・9
第 二 旭 ケ 丘	92,635	85,342	0,933	同 6・2・5
計	1,175,454	876,371	0,746	

## 豐 橋

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
東 田	22,453	22,016	0,981	昭和 2・8・24
東 部	165,121	113,000	0,685	同 6・6・11變更
計	187,574	135,016	0,720	同 4・6・4

## 岐 阜

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
東 荣	129,824	100,000	0,770	昭和 3・5・1
本 莊 第 一	138,236	97,000	0,720	同 4・1・22
本 莊 第 二	49,730	50,500	1,015	同 5・12・6
鶴 舞	6,903	3,548	0,514	同 6・7・6
計	324,693	251,048	0,773	

## 廣 島

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
福 島 町	39,837	45,740	1,140	昭和 2・10・29

福 岡				
地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
姪 濱 町 第 一	5,124	3,500	0,680	昭和 2・5・30
南 部	459,822	450,000	0,978	同 3・11・7
福 岡 市 西 部	289,732	190,000	0,650	同 4・7・5
庄 南 部 第 二	97,544	50,000	0,513	同 5・2・26
野 間	358,980	218,000	0,607	同 5・6・25
計	100,020	84,000	0,840	同 5・6・25
	1,311,202	995,500	0,763	

## 大 牛 田

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
三 川 町 第 一	112,370	75,000	0,667	大正15・4・21
三 川 町 川 尻 第 一	67,638	74,000	1,100	昭和 4・7・5
不 知 火 町	16,920	13,500	0,799	同 5・9・9
計	196,928	162,500	0,826	

## 長 岡

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
新 文 治 町	27,440	90,774	3,310	昭和 3・8・3
今 朝 白 町	15,413	4,684	0,305	同 4・12・21
川 崎 町 第 一	59,697	153,775	2,576	同 5・4・17
計	30,619	107,211	3,502	同 5・6・26
	133,169	356,444	2,680	

## 金 澤

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
彦 三 六 番 丁	153	—	—	昭和 3・1・21
鹽 屋 町	2,848	3,564	1,252	同 5・8・14
城 南	49,881	53,832	1,079	同 6・2・23變更
計	52,882	57,396	1,085	同 6・5・22

## 岡 山

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
内 田 第 一	5,308	5,308	1,000	昭和 3・12・20 同 6・5・14變更
島 田 第 一	41,657	35,547	0,853	同 6・6・2
上 伊 福 第 一	60,408	55,530	0,919	同 6・6・2
嚴 井 第 一	47,144	41,776	0,886	同 6・6・3
計	154,517	138,161	0,894	

## 松 江

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
灘 町	3,822	1,900	0,497	昭和 4・1・14
寺 町	3,804	3,155	0,829	同 5・5・1
向 島	56,618	53,680	0,948	同 5・12・10
計	64,244	58,735	0,915	

## 姬 路

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
城東町五軒屋(共同)	5,288	3,365	0,640	昭和 4・7・24
城 南	179,442	113,222	0,632	同 5・10・28
計	184,730	116,587	0,632	

## 西 ノ 宮

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
芦 屋 山 手(共同)	16,051	23,400	1,458	昭和 4・7・9 同 5・12・23變更
單 獨 施 行 六 蓮 莊	90,400	234,200	2,590	同 4・7・9 同 5・9・10變更
武 庫 郡 甲 東 村 門 戸(共同)	6,612	4,170	0,631	同 4・11・25 同 5・12・6變更
鳴 尾 村 東 部	231,004	320,000	1,383	同 5・12・12
岩 ケ 平	90,439	150,000	1,659	同 5・12・23
南 郷 山	15,057	18,600	1,235	同 6・8・6
計	449,563	750,370	1,669	

## 都 市 計 算 概 況

## 小 倉

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
紫 川 西 部	109,372	298,600	2,730	昭和 4・7・8
大 正 町	6,423	14,900	2,325	同 6・1・16
紫 川 東 部	123,675	100,000	0,809	同 6・2・25
計	239,470	413,500	1,726	

## 新 湧

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
山 下 西 部	406,581	387,647	0,953	昭和 4・8・16 同 6・7・10變更
歸 屋	232,214	303,143	1,321	同 4・12・26
計	638,795	690,790	1,081	

## 八 幡

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
黑 嵐 駅 前 田	56,197	63,000	1,121	昭和 5・6・27
藤 計	181,045	250,000	1,380	同 6・1・15

## 久 留 米

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
第一 東 町	34,721	53,000	1,527	昭和 5・6・25

## 戸 煙

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪當り	認 可 年 月 日
北 三 六 見	24,525	57,500	2,345	昭和 4・11・9
澤 計	197,548	210,000	1,063	同 5・11・15

## 若 松(福岡)

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
藤 木	17,769	34,458	圓 1,939	昭和 6・5・12
榮 川	208,595	261,962	圓 1,256	同 6・5・11
計	226,364	296,420	圓 1,309	

## 宇 都 宮

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
陽 西	117,149	84,000	圓 0,717	昭和 6・3・31

## 清 水

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
堂 林	21,003	21,423	圓 1,019	昭和 6・1・30

## 高 松

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
西 部	77,227	53,000	圓 0,686	昭和 5・11・25
福 岡 町	121,177	47,809	圓 0,395	同 5・12・23
計	198,404	100,809	圓 0,507	

## 倉 敷

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
濱	34,585	7,500	圓 0,217	昭和 5・6・17

## 都 城

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
都 城 第 一	49,226	14,408	圓 0,293	昭和 6・1・9

## 吳

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
平 原	15,297	17,500	圓 1,143	昭和 5・6・17

## 前 橋

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
模 町	998	190	圓 0,190	昭和 6・1・7

## 熊 本

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
國 府 第 一	29,162	17,000	圓 0,583	昭和 6・7・31

## 山 形

地 区 名	地 区 面 積	整 理 費	同 上 一 坪 当り	認 可 年 月 日
長 谷 川	56,637	39,911	圓 0,705	昭和 6・8・6

備考 地區面積は整理後の面積を示す

## 市制施行後各年末現在市數

年 次	市 數		新 置 市 名
	新 置	累 計	
明治二二年末	39市	39市	東京市、京都市、大阪市、堺市、横濱市、神戸市、姫路市、長崎市、新潟市、水戸市、津市、名古屋市、静岡市、甲府市、岐阜市、仙臺市、盛岡市、弘前市、山形市、米澤市、秋田市、福井市、金澤市、富山市、高岡市、鳥取市、松江市、岡山市、廣島市、下關市、和歌山市、德島市、松山市、高知市、福岡市、久留米市、佐賀市、熊本市、鹿兒島市
同 二三年末	1	40	高松市
同 二四年末	—	40	

年 次	市 數		新 置 市 名
	新 置	累 計	
明治二五年末	1	41	前橋市
同 二六年末	—	41	
同 二七年末	—	41	
同 二八年末	—	41	
同 二九年末	3	44	宇都宮市、那須區、首里區
同 三〇年末	2	46	四日市市、長野市
同 三一年末	4	50	奈良市、大津市、青森市、尾道市
同 三二年末	6	56	{若松市(福島縣)、門司市、丸龜市、札幌區、函館區、小樽區
同 三三年末	2	58	高崎市、小倉市
同 三四年末	—	58	
同 三五年末	2	60	佐世保市、吳市
同 三六年末	—	60	
同 三七年末	—	60	
同 三八年末	—	60	
同 三九年末	3	63	長岡市、宇治山田市、豊橋市
同 四〇年末	3	66	横須賀市、松本市、福島市
同 四一年末	—	66	
同 四二年末	—	66	
同 四三年末	—	66	
同 四四年末	3	66	高田市、濱松市、大分市
同 四五年末	—	69	
大正元年	—	69	
同 二年末	—	71	若松市(福岡)、旭川區
同 三年末	2	71	
同 四年末	—	71	
同 五年末	3	74	尼崎市、岡崎市、福山市
同 六年末	3	77	八王子市、大牟田市、八幡市
同 七年末	2	79	大垣市、室蘭區
同 八年末	2	81	明石市、上田市
同 九年末	2	83	今治市、釧路區
同 一〇年末	6	89	{桐生市、千葉市、足利市、一宮市、宇和島市、宇都部市、(那須區、首里區に市制施行す)
同 一一年末	2	91	{岸和田市、川越市(札幌區、函館區、小樽區、旭川區、室蘭區、釧路區に市制施行す)
同 一二年末	1	92	沼津市
同 一三年末	8	100	{川崎市、清水市、郡山市、鶴岡市、戸畠市、別府市、宮崎市、都城市

大正一四年末	1	101	西宮市
同 十五年末	—	101	
昭和元年			
同 二年末	1	102	米子市
同 三年末	1	103	倉敷市
同 四年末	6	109	瀬戸市、津山市、山口市、中津市、伏見市、八戸市
同 五年末	—	109	
同 六年	1	109	直方市

備考 伏見市は昭和六年四月廃止せられ京都市に編入せり。